

瀬戸内町過疎地域持続的発展計画

計画期間：令和3年度～令和7年度



鹿児島県 瀬戸内町

目次

| | |
|---------------------------------|------|
| 1. 基本的な事項 | P.1 |
| 2. 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成 | P.9 |
| 3. 産業の振興 | P.10 |
| 4. 地域における情報化 | P.19 |
| 5. 交通施設の整備, 交通手段の確保 | P.21 |
| 6. 生活環境の整備 | P.24 |
| 7. 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | P.27 |
| 8. 医療の確保 | P.35 |
| 9. 教育の振興 | P.37 |
| 10. 集落の整備 | P.43 |
| 11. 地域文化の振興等 | P.44 |
| 12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | P.46 |
| 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | P.49 |

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 町の自然的,歴史的,社会的,経済的諸条件の概要

本町は,鹿児島市の南方450km,奄美大島の南西端部と加計呂麻島・請島・与路島からなっている。昭和31年に町村合併促進法の適用を受け,古仁屋町・西方村・鎮西村・実久村の4ヶ町村が合併し,「瀬戸内町」として発足して現在に至っており,東に太平洋,西に東シナ海を望み,町域は東西28.8km,南北27.8kmにわたり,総面積239.6km²の広範な行政区域となっている。地形は古生層の300m~400mの山岳地が大部分を占めており,急峻な山裾は海浜に迫っている。

文化面では,裏声を多用する島唄や男女が歌い踊る八月踊りなど,民俗芸能を含めた本町の文化的価値は,極めて高く評価されている。平成21年には加計呂麻島が『にほんの里100選』に,また,次世代に引き継ぎたい島の景観として,「与路島のサンゴの石垣」や「諸鈍シバヤ」が『島の宝100景』に選定されるなど,自然豊かな島として知られている。

町の行政形態としては,古仁屋市街地を含めて56の集落によって構成されている。大島本島のほか,有人離島である加計呂麻島・請島・与路島,さらには数多くの無人島があり,リアス式海岸に囲まれた深い入り江が続く波穏やかな海には,多くの島々がシルエットをつくりすばらしい景観を呈している。

大島本島と加計呂麻島の間の大島海峡は静穏で,海峡一帯が「奄美群島国立公園」の指定を受けており,クロマグロを筆頭とした魚類等の養殖が盛んである。また,避難港としての役割を果たす一方,「奄美・沖縄」世界自然遺産登録されるなど,優れた自然景観と観光資源として内外から注目をあびている。

本町は位置的にみても北緯28度線の亜熱帯圏にあって,年間平均気温は21.6度と温暖であり,マンゴーやパッションフルーツ等の生産及びブランド化への取組も盛んである。果樹類の生育には有利な条件下にあるが,台風の通過頻度が高く,農作物被害や道路決壊などの災害が発生している。

イ 町における過疎の状況

本町の人口は,昭和35年に比べて平成27年は14,756人(62%減)減少している。これは,国の高度経済成長により所得の地域格差が広がる事によって,地方から都市部への人口流出を誘発した結果と考えられる。また,平成27年における高齢化率は35.3%となり,全国平均(26.6%)より8.7%高い数値となっている。特に離島での過疎化が進んでおり,中には高齢化率が100%に近い集落も出始め,産業の衰退,集落相互扶助機能低下による存続の危機,医療資源の縮小,さらに離島部やへき地における公共交通の縮小による交通弱者や商店の廃業による買い物弱者の発生等の日常生活上の課題が発生している。

ウ 町の社会経済的発展の方向

本町の第一次,第二次産業従事者は年々減少傾向が続いており,平成27年の国勢調査結果では,全労働者に占める割合は23.3%となっている。それに比較して,第三次産業においては年々増加傾向が

続いており、平成 27 年には 76.7%となり今後も増加傾向が続くと予想される。

奄美大島の南西端部と加計呂麻島・請島・与路島及び複数の無人島からなる本町は、総面積の大部分を占める山岳部や、本島と加計呂麻島の間にある大島海峡など、美しく豊かな自然環境を誇っている。また、年間を通して温暖な気候を活かした果樹や農作物の生産、外海に比べて波の穏やかな内海である大島海峡ではクロマグロ等の養殖業が盛んである。

地理的不利性を克服するため、道路・港湾・医療・教育等の各種生活条件改善の整備が進められている中、昨今のコロナウイルスの影響によるテレワークやワーケーションという新しい働き方に対応した施策を積極的に展開し、魅力ある地域資源を最大限活用していくことにより地域振興を推進していく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本町の人口は表 1-1(1)に示すとおり、平成 27 年国勢調査では 9,042 人となり、昭和 35 年の調査時点 (23,798 人) に比べると長期間にわたり減少を続けている。その減少率は昭和 35 年から昭和 50 年の 35.8%をピークに、平成 17 年の 14.2%まで鈍化傾向を続けてきたが、平成 27 年には 16.1%と上昇に転じている。現状のまま推移した場合、本町の将来推計人口は令和 42 年には 3,614 人となることが予想されている。

年齢階層別にみると、平成17年から平成27年までの10年間で、15～29歳人口が32.3%と大幅に減少し、平成27年の15～29歳人口の比率7.8%は、県12.8%、全国14.6%に比べて非常に低い。これは進学等により島を出た若い世代が、そのまま就職等により島外での生活を選択している事を表している。また、平成17年から平成27年までの10年間で、0～14歳人口も、29.5%と大幅に減少している。これは、若年者層を中心とした、子供を産み育てる世代の減少を表し、少子化がより進むことを表している。さらに、平成27年の65歳以上人口の割合は、35.3%に達し、県29.4%、全国26.6%に比べても著しく高く、今後も高齢化は一層進むものと見込まれる。

本町の人口を男女別にみた場合、平成 22 年から令和 2 年にかけて、男性 48%、女性 52%前後で推移しており、県の男性 47%、女性 53%、全国の男性 49%、女性 51%と同等の数値となっている。男女別の増減比を見ると、平成 22 年から令和 2 年にかけて男性は 10.7%減少、女性は 14.6%減少しており、男女別減少率は女性優位に進むものと見込まれる。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査より)

| 区分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|------------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|------------|
| | 実数 | 実数 | 増減 | 実数 | 増減 | 実数 | 増減 | 実数 | 増減 |
| 総数 | 人 23,798 | 人 15,290 | % △35.8 | 人 12,566 | % △17.8 | 人 10,782 | % △14.2 | 人 9,042 | % △16.1 |
| 0 歳～14 歳 | 9,788 | 4,187 | △57.2 | 2,533 | △39.5 | 1,550 | △38.8 | 1,093 | △29.5 |
| 15 歳～64 歳 | 11,749 | 8,608 | △26.7 | 7,015 | △18.5 | 5,679 | △19 | 4,757 | △16.2 |
| うち 15 歳～29 歳 (a) | 3,122 | 2,266 | △27.4 | 1,372 | △39.5 | 1,045 | △23.8 | 707 | △32.3 |
| 65 歳以上 (b) | 2,261 | 2,495 | 10.3 | 3,018 | 21 | 3,551 | 17.7 | 3,189 | △10.2 |
| (a)/総数 若年者比率 | 13.1% | 14.8% | | 10.9% | | 9.7% | | 7.8% | |
| (b)/総数 高齢者比率 | 9.5% | 16.3% | | 24.0% | | 32.9% | | 35.3% | |

表 1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳より)

| 区分 | 平成 22 年 3 月 31 日 | | 平成 27 年 3 月 31 日 | | | 令和 2 年 3 月 31 日 | | |
|----|------------------|----------|------------------|----------|----------|-----------------|----------|----------|
| | 人 実数 | % 構成比 | 人 実数 | % 構成比 | % 増減率 | 人 実数 | % 構成比 | % 増減率 |
| 総数 | 10,110 | 100 | 9,308 | 100 | △7.9 | 8,823 | 100 | △5.2 |
| 男 | 4,837 | 47.8 | 4,483 | 48.2 | △7.3 | 4,318 | 48.9 | △3.7 |
| 女 | 5,273 | 52.2 | 4,825 | 51.8 | △8.5 | 4,505 | 51.1 | △6.6 |

表 1-1(3) 人口の推移(住民基本台帳より)

| 区分 | 平成 27 年 3 月 31 日 | | 令和 2 年 3 月 31 日 | |
|--------------|------------------|---------|-----------------|---------|
| | 実数 (人) | 構成比 (%) | 実数 (人) | 構成比 (%) |
| 総数 (外国人住民除く) | 9,298 | 100 | 8,810 | 100 |
| 男 (外国人住民除く) | 4,480 | 48.2 | 4,307 | 48.9 |
| 女 (外国人住民除く) | 4,818 | 51.8 | 4,503 | 51.1 |
| 男 (外国人住民) | 3 | — | 11 | — |
| 女 (外国人住民) | 7 | — | 2 | — |

イ 産業

産業別就業人口では表 1-1(4)に示すとおり,昭和 35 年国勢調査における就業者総数は 10,355 人であった。その内訳は,第一次産業 61.8%で,その大半の 54.6%を農業が占め,残りの約 7%を林業と水産業で折半している。第二次産業は 14.4%で,建設業が 11.1%と大半を占め,製造業は僅かに 2.9%である。第三次産業は 23.9%で卸小売業が 10%と最も高く,次いでサービス業が 6.9%となっている。

これに対し,平成 27 年における就業者総数は 3,773 人,昭和 35 年に比べて 6,582 人 (63.6%) の減少となり,産業別就業比率も大きく変貌した。第一次産業の退潮が著しく,昭和 35 年に比べて平成 27 年の実数で 6,037 人の減,構成比で昭和 35 年の 61.8%が平成 27 年では 9.5%に落ち込んでいる。これは,昭和 40 年代の高度経済成長期に現金収入を求め,就業所得機会の多い都会への人口流出が起きた事と農林業の不振によるものと思われる。

これに対して,第二次産業では昭和 35 年から昭和 50 年にかけて 1,270 人 (85.4%) 増加している。その後は減少に転じており平成 27 年には 520 人 (65%) となった。これは,高度経済成長に伴う需要の高まりがあったものの,その後段々と規模が縮小していったものと思われる。

第三次産業全体としては,昭和 35 年から平成 27 年にかけて 422 人増加しており,平成 27 年の構成比では全体の 76.7%を占め,地域産業の様変わりを顕著に示す結果となっている。

就業人口の今後の見通しとしては,第三次産業は引き続き高い水準を維持するものと予測されるが,平成 27 年の実数は平成 17 年に比べて 38 人減少しており,今までの増加傾向から減少したことが確認される。

第一次産業の各業種においても厳しい状況が予想されるが,生産物のブランド化や基盤の整備充実等による所得向上対策や,後継者対策を含めた人材育成等のソフト事業の積極的な展開により,持続可能な担い手の確保を目指していく。

第二次産業の建設業においては,国や地方自治体の公共事業の削減に伴い,先細りが懸念され,就業者数の減少傾向が予想される。そこで,産学官共同で地域再生計画や構造改革特区などを活用した異業種参入などで全体の雇用数の維持を図り,流出入口を最小限に食い止める施策が必要である。

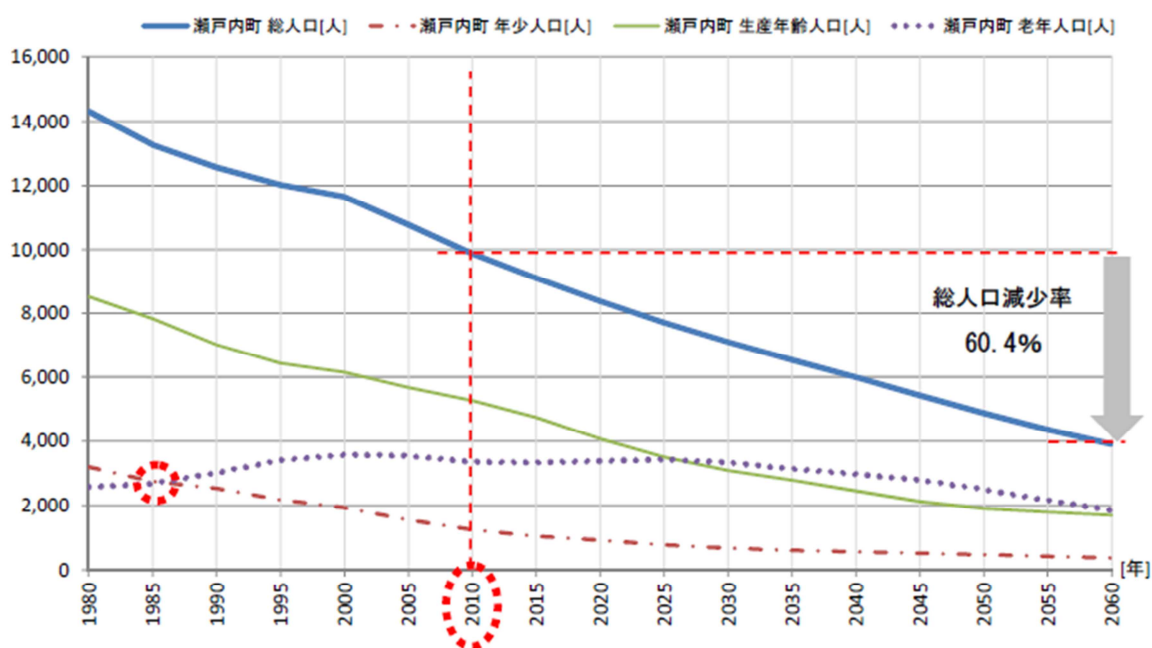
第三次産業においては,世界自然遺産登録に伴うインバウンド需要や,昨今のコロナウイルスの影響に伴うテレワーク等の新しい働き方の需要が見込まれ,就業者数のさらなる増加も期待される。

表 1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

| 区分 | 昭和 35 年 | | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|---------------------|---------------|-----|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 10,355 | | 6,448 | △37.7 | 4,988 | △22.6 | 4,085 | △18.1 | 3,773 | △7.6 |
| 第一次産業 就業人口比 率 | 61.8 6,396 | - | 16.7 1,079 | △83.1 | 15.8 789 | △26.9 | 10.2 417 | △47.1 | 9.5 359 | △13.9 |
| 第二次産業 就業人口比 率 | 14.4 1,487 | - | 42.8 2,757 | 85.4 | 27.5 1,374 | △50.2 | 18.0 736 | △46.4 | 13.8 520 | △29.3 |
| 第三次産業 就業人口比 率 | 23.9 2,472 | - | 40.5 2,612 | 5.7 | 56.6 2,825 | 8.2 | 71.8 2,932 | 3.8 | 76.7 2,894 | △1.3 |

表 1-2 人口の見通し

図表：総人口と年齢 3 区分別人口の推移【瀬戸内町】



出典：国勢調査、市町村別将来人口推計（社団法人社会保障・人口問題研究所推計値）

(3) 町行財政の状況

本町の財政状況は、連結赤字を解消し各会計で黒字化が図られたほか、積立基金も増加するなど改善は着実に進んでいるが、高齢化に伴う社会保障費の増加や、公共施設等の老朽化に伴う建替や長寿

命化対策に多大の費用を要しており、財政運営は依然として大変厳しい状況が続いている。今後も町税や使用料等の徴収率向上や受益者負担の適正化、未利用財産の有効活用等により財源確保に努めるとともに、歳入に見合った予算規模の維持により、健全な財政運営に努めなければならない。さらに、公共施設等の整備については、投資的経費や基金残高、公債費等のバランスに配慮し、財政運営への影響を最小限にとどめながら、中・長期的な視点に立ち「公共施設等総合管理計画」や瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に基づき、年次的に進めていく必要がある。

表 1-2(1) 町財政の状況

(単位：千円)

| 区分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 8,978,441 | 9,311,288 | 10,339,232 |
| 一般財源 | 5,406,813 | 5,380,725 | 5,434,861 |
| 国庫支出金 | 712,600 | 752,277 | 1,421,355 |
| 都道府県支出金 | 644,882 | 779,987 | 644,855 |
| 地方債 | 1,018,200 | 920,700 | 1,105,997 |
| うち過疎対策事業債 | 310,200 | 509,600 | 565,100 |
| その他 | 1,195,946 | 1,477,599 | 1,732,164 |
| 歳出総額 B | 8,506,666 | 8,536,290 | 9,798,339 |
| 義務的経費 | 3,673,348 | 3,508,436 | 3,583,191 |
| 投資的経費 | 1,210,327 | 1,807,406 | 2,709,184 |
| うち普通建設事業 | 1,078,943 | 1,530,770 | 2,481,007 |
| その他 | 3,036,062 | 3,220,448 | 1,024,957 |
| 過疎対策事業費 | 586,929 | 1,066,327 | 1,377,671 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 471,775 | 774,998 | 540,893 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 30,741 | 268,980 | 94,431 |
| 実質収支 C-D | 441,034 | 506,018 | 446,462 |
| 財政力指数 | 0.15 | 0.16 | 0.16 |
| 公債費負担比率 | 25.1 | — | — |
| 実質公債費比率 | 16.2 | 10.5 | 9.4 |
| 起債制限比率 | — | — | — |
| 経常収支比率 | 87.1 | 86.7 | 90.6 |
| 将来負担比率 | 117.6 | 58.9 | 13.4 |
| 地方債現在高 | 11,406,783 | 10,863,965 | 8,907,809 |

(出典：地方財政状況調)

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和 55 年 度末 | 平成 2 年 度末 | 平成 12 年 度末 | 平成 22 年 度末 | 令和元年 度末 |
|-----------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|------------|
| 市 町 村 道 | | | | | |
| 改 良 率 (%) | 17.0 | 36.6 | 45.5 | 52.8 | 55.6 |
| 舗 装 率 (%) | 13.4 | 43.8 | 56.3 | 61.0 | 63.2 |
| 農 道 | | | | | |
| 延 長 (m) | 9,120 | 12,370 | 12,370 | 19,886 | 20,324 |
| 耕地 1ha 当たり農道延長(m) | 43.0 | 9.4 | 13.2 | 20.6 | — |
| 林 道 | | | | | |
| 延 長 (m) | — | — | — | 99,015 | 122,198 |
| 林野 1ha 当たり林道延長(m) | — | — | — | 4.8 | 13.0 |
| 水 道 普 及 率 (%) | 80.0 | 87.3 | 89.8 | 91.7 | 93.8 |
| 水 洗 化 率 (%) | — | — | 24.8 | 34.6 | 77.0 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 19.4 | 27.4 | 27.2 | 19 | 29.7 |

(出典：公共施設状況調)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過去の過疎計画に基づいて、交通・産業基盤や水道施設等の生活環境整備及び情報通信や教育文化の施設等の基盤整備を実施し、地域振興対策に努め、人口減少傾向の緩和や地域経済・所得の向上など各分野で効果が見られるが、依然として他の過疎市町村同様、少子高齢化の進行や若年者層の流出、脆弱な産業基盤など、多くの課題を抱えている。

本町における持続的発展の基本方針として、地域経済への波及効果が大きく、産業の振興や民生安定を図る上で、重要な役割を担っている交通網の整備について、主要地方道・一般県道の全路線早期整備と、老朽化した町内各地区の橋梁も含む町道や港湾の整備など町内交通網の整備充実に取り組み、町内フェリーを含めた公共交通機関の維持及び運航の確保を図り、総合的な交通ネットワークの整備促進を図る。

本地域の持つ亜熱帯海洋性気候や静穏な大島海峡を活かした農林水産物の生産や、ブランド化による高付加価値商品の開発、既存の商品のブラッシュアップや新たな販路開拓などを推進する。また、観光事業者など民間との連携強化を図り、地域資源を最大限に活用した体験型・滞在型観光メニューの開発や今後のインバウンド需要を含めた人材確保・育成事業を推進する。

元々注目されていた地方移住の流れに、昨今のコロナウイルスの流行が重なり、新しい価値観や都心部への一極集中から分散という流れが広まってきている。テレワークやワーケーションなど多様な働き方も可能になり、情報通信基盤の整備推進はもとより、企業誘致や移住・定住対策、人材交流及び育成施策など地域経済全体へ波及効果が得られるような複合的な施策を推進していく。

加えて、生活の多様化・高度化に対応した生活環境の整備や、町民と行政が協働し資源の省資源化や、再資源化に努め地球環境に配慮した資源循環型社会の構築へ向けての取組を推進するとともに、保健・医

療・福祉に関する様々な施策・事業の充実を図り、町民一人ひとりが進んで行動し、ともに助け合い、支えあう福祉社会の構築に努めていく。

また、まちづくりの主役である町民一人ひとりが、様々な地域活動に取り組み、その個性や能力を発揮することによって、地域社会に貢献していくとともに、まちづくりに参画する行政・地域の自治会・ボランティア・NPO等の様々な主体が、それぞれの知恵と力を持ち寄り、協力関係を築き、手を携えながら共生・協働のまちづくりの推進に努めていく。

令和元年に策定した「長期振興計画」や令和2年度に策定した第2期「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの総合計画において定めた雇用創出、移住定住の推進、共生協働及び結婚・出産・子育て環境整備、人材育成、IoTやAI技術を含めた新たな技術の活用などの目標との整合性を図り、一体的な取組を推進し地域の持続的発展へと繋げて行く。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 |
|---------|----------------|----------------|
| 人口 | 9,042人（平成27年度） | 8,766人（令和7年度） |
| | | 7,800人（令和42年度） |
| 転入者数 | 441人（令和元年度） | 476人以上（令和7年度） |
| 転出者数 | 450人（令和元年度） | 450人以下（令和7年度） |
| 合計特殊出生率 | 2.01（令和元年度） | 2.24（令和7年度） |
| 出生数 | 69人（令和元年度） | 76人（令和7年度） |

財政力に関する目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 |
|--------|------------------|------------------|
| 地方債現在高 | 8,907,809（令和元年度） | 8,000,000（令和7年度） |
| 納税者数 | 3,441人（令和元年度） | 3,418人（令和7年度） |

その他

| 指標名 | 基準値 | 目標値 |
|------------------------|-----------------|-----------------|
| 1人あたり町民所得 | 2,060千円（平成28年度） | 2,173千円（令和7年度） |
| 県民所得との対比 | 85.3%（平成28年度） | 90.6%（令和7年度） |
| 就業者数 | 2,911人（平成28年度） | 3,011人（令和7年度） |
| 事業所数 | 537事業所（平成28年度） | 552事業所（令和7年度） |
| 入込客数 | 150,081人（令和元年度） | 191,984人（令和7年度） |
| 子育て環境の満足度 | 27.9%（平成30年度） | 48.4%（令和7年度） |
| 生活環境の満足度 | 12.7%（平成30年度） | 39.5%（令和7年度） |
| 今後も瀬戸内町に住み続けたいと思う町民の割合 | 58.9%（平成30年度） | 73.7%（令和7年度） |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

事業計画の達成状況について、事業実施翌年度内に評価を行う。PDCAサイクルに則した内部評価を行い、議会への報告を行う。また、町民意識調査などを定期的実施することにより、効果的かつ効率的な行政運営の推進に努めていく。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では平成27年度に公共施設等総合管理計画を策定した。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、施設整備の目標と基本原則を以下のとおり定めた。

- ①30年間で施設総量（延床面積）を10%縮減する
- ②施設の更新（建替）は既存施設の規模以下とする（減築）
- ③既存施設の統廃合と新規整備における集約化・複合化を促進する
- ④新規整備と改修・更新（維持管理）を合わせた投資額を平準化する

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針として、施設類型別に現状や課題に関する基本的な認識、施設の情報、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定めた。

公共施設の基本的な管理の方針を示し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで効果的な公共施設の管理運営を行い本町の持続的発展に繋げて行くことを定めた。

上記計画は、本町が定める瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に定められる事業計画に適合する計画である。

2 移住・定住・地域間交流の促進,人材育成

(1) 現況と問題点

本町の人口は、平成30年1月に9,000人を割り込み、転出過多の状況が続いている。また、移住希望者から住居に関する問合せが多くあるが、町が行っている空き家バンク制度への登録情報が少ないことや町が管理している定住促進住宅に空きが無く、移住希望者の住居問題を解消できていない現状があり、住宅確保に向けた取組を強化していく必要がある。

(2) その対策

移住・定住を促進するため、住居不足の解消を図ることが課題である。町が管理している定住促進住宅や移住体験住宅の活用をはじめとして、まずは空き家バンクへの登録件数の増加に向けた取組として、町HPでの情報発信や定期的な広報誌への掲載、また集落の嘱託員への説明会等を通して町民への周知を図り、登録件数増へ繋げて行く。また、集落等支援対策強化事業等を活用し空き家の改修等を促進する

ことで、集落の住環境を整え住居課題の解決に向けた取組を推進する。さらに、Uターン者向けの就職支援のために資格取得費助成事業を行うことにより、本町出身者のUターンを促進し人口減少抑制及び集落の活性化に繋げていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------------------|---|-----------------|----|
| 1 移住・定住・地域 間交流の促進,人材育 成 | (1)移住・定住 | 集落等支援対策強化事業(空き家利活用) 空き家の改修に係る費用の一部を補助 定住促進住宅 移住体験住宅 | 町 町 町 | |
| | (4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 | Uターン者資格取得費助成事業 資格取 得に係る一部費用の助成 【具体的な事業内容】 資格取得費の一部を助成。 【事業の必要性】 Uターン者を支援し,地域社会の活 性化を図る。 【見込まれる事業効果等】 人材不足や人口減少の解消。 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

定住促進住宅は比較的新しいものが多いが、施設数も多いため、コストが平準化するよう、今後計画的に修繕していく。

瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が「瀬戸内町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に適合しており、維持管理及び事業実施を行っている。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

本町農業は、耕地面積が狭小で零細な農業経営を強いられてきたが、近年、恵まれた亜熱帯性の有利な気象条件を活かして、カボチャ、タンカン、パッションフルーツ、マンゴー、キク、肉用牛の銘柄が確立されてきており、特に、施設導入によるパッションフルーツ・マンゴーの生産が拡大し、たんかん・津

之輝等のカンキツ生産においても植栽面積が急激に増加している。さとうきびの生産においては、町内の小型製糖工場向けの出荷のみで、黒糖・きび酢を中心に製造販売されている。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足、土地基盤整備の遅れや農産物価格の低迷など多くの課題を抱えており、加えて、鳥獣被害の増加や生産物運搬費の割高など農家経営の負担となっている。

森林・林業については、木材出荷の低迷や高齢化等極めて厳しい情勢にあり、手入れの行き届かない森林が多数存在し、水源のかん養、二酸化炭素の吸収、山地災害の防止、生活環境の保全など、森林の多面的機能発揮の観点からも支障をきたしかねない状況となっている。特用林産物についても、不安定な生産体制・価格差があり、各施設整備の充足を図る必要がある。

イ 水産業

漁船漁業の取り巻く現状は、資源量の減少や乱獲、魚価の低迷などにより、依然として厳しい状況が続く中、燃油高騰による出漁経費の増大に加え、天候不順による出漁日数の減少により、深刻な影響をもたらしている。また、漁船漁業者の高齢化や漁業従事者の不足も、漁業経営が厳しい状況となる要因となっている。

漁港施設は、多くの漁業者等の活動に寄与し、本町の水産振興を支える重要な基盤施設であり、また漁港の背後地は集落が存在し、多くの人・資産が集積しているため、高潮、津波等の災害から、人命・財産の防護として、重要な役割を担っている。各漁港施設は建設後数十年以上が経過し老朽化による施設の安全性の確保が課題となっており、施設の機能保全による利用者の安全確保に努める必要がある。

ウ 地場産業

本町の地場産品として、黒糖、きび酢、大島紬等が挙げられるが、新たな特産品の開発や販路開拓など、地場産業の振興へ更なる努力が必要である。

エ 観光

本町の観光施設は、建設後、数十年以上が経過しており老朽化による施設の安全性の確保が課題となっており、施設の機能保全を図り利用者の安全確保に努める必要がある。

また、観光振興については、世界自然遺産登録による観光客の増加を考慮し、町内にある観光資源（戦跡巡り・奄美トレイル・デイゴ）を活用した受け入れ態勢を構築するためにも、奄美せとうち観光協会等と協力し、受け入れ態勢の充実を図る必要がある。

オ 港湾

港湾は、町民の生活と産業活動、更には観光振興を支える重要な交通基盤施設であり、また、港の背後地は集落が存在し、多くの人・資産が集積しているため、高潮、津波等の災害から、人命・財産の防護や船舶の避難港として、重要な役割を担っている。

各港湾施設は、建設後、数十年以上が経過しており老朽化による施設の安全性の確保が課題となっていることから、施設利用者の安全確保と施設の利便性や快適性に資する取組が必要である。

カ 起業支援

本町内の既存の産業振興・発展はもとより新規事業・産業の創出を図っていくことで、安定した雇用の場を確保する必要がある。

キ 商工業

本町の高齢化が進行する中、事業者の高齢化も進んでいる。このまま高齢化が進行すると、担い手不足から廃業してしまう事業所や、人口減少に伴う町内消費額の冷え込みにより、売上減少で廃業する事業者が出てくる可能性がある。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による相談件数増加に伴い、商工会会員数が393件と増加したが、コロナ収束後、会員が減少してしまう可能性がある。

令和2年度大島紬生産実績は3,385反（奄美群島の概況R2年度より）で、昭和47年度のピーク時より大幅に減少し、その後も減産傾向が続いている。紬職人の高齢化や後継者の確保問題、大島紬の売上額の減少などの問題が集積しており、新たな販路開拓や高付加価値商品の開発、後継者の確保・育成などが急務である。

ク その他

台風などでフェリーが欠航した際に加計呂麻島・請島・与路島（以下、「3島」という。）へ生活物資等を運ぶ手段がなくなってしまう。また、3島で生産された農林水産物においては出荷にかかる費用が、本島側と比べさらに加算されるため、島内消費に留まっている。地理的不利性を是正し地域経済を活性化させるため、ドローンのような新技術を導入し新たな生活スタイルを確立させる必要がある。

(2) その対策

ア 農林業

持続可能で稼げる農業を目指すため、「担い手の確保・育成」「各品目の収量・品質の向上と安定化」「共販・個販の強化による農業収益の向上」「生産基盤の拡大」を重点施策として位置づけ、農村地域の防災・減災対策を進めるとともに、農業用施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメントサイクルを構築することにより、生産者と関係機関が一体となった取組を推進していく。

イ 水産業

販路拡大のために地元消費の増大に取り組み魚価の向上を図るとともに、農林水産物等輸送コスト支援事業を活用して、鹿児島・沖縄への島外出荷経費を削減し、漁業経営を支援する。また、離島漁業再生支援事業では、種苗放流やイカ柴簡易魚礁の設置による資源の増大、また、サメやオニヒトデを駆除し漁業環境の改善に取り組み、新規就業者に対する漁船・漁具等のリース支援をすることで、漁船漁業者の漁業所得の向上を目指し水産業の振興を図る。

老朽化が進行している港湾施設については、機能保全計画（個別施設計画）に基づいた点検・診断・修繕等のサイクルを効率的に取り組み、施設の機能保全による利用者の安全を確保し、また、機能強化による施設の安全性や施設利用の利便性の向上を図る。

ウ 地場産業

地場産業等の経営基盤の強化を図るため、経営の近代化・情報化等、商工会等と連携し、地域内外の各種研修会等を活用しながら、経営者の意識の高揚や人材育成に努める。また、奄美の伝統産業である大島紬については、県工業技術センターや大島紬技能者養成所等を活用し、織技術や製造技術を後世に伝えるため織工の育成に努める。

地域の特産品である農水産物や紬製品については、産学官や地域との連携を図りながら、新たな特産品・地場産品の開発に努め、全国各地に組織されている本町の郷友会と連携を図り、物産展など地域産品の各種展示会や見本市等への出展の実施及び宣伝等を通じて県外への販路拡大を促進する。

エ 観光

観光施設については、老朽化が進行しているトイレ・シャワー施設等を年次的に整備し、機能保全対策を実施する。さらに、バリアフリーなどの機能強化により施設の利便性の向上を図る。

観光ガイド体制の強化や宿泊施設の拡充を図り、受入態勢を整備する。

観光資源であるデイゴについては、これまでの害虫駆除対策を考慮しながら継続していく。

オ 港湾

老朽化している港湾施設については、維持管理計画（個別施設計画）に基づいた点検・診断・修繕等のサイクルを効率的に取り組み、施設の機能保全による利用者の安全を確保する。また、本町にある加計呂麻島、請島、与路島の3島の社会資本整備に必要な建設資材の安定供給の充実を目的とした岸壁の整備を推進していく。さらには、町民の生活や、観光振興を支え地域の活性化等に寄与するため、船舶利用者等の利便性と快適に利用できるターミナル施設の整備や各待合所の改修等による環境整備等に取り組む。

カ 起業支援

本町の地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、町内で新たに起業する者に対し、起業する際に必要な経費の一部を助成する。

キ 商工業

商工会等と連携し、本町の事業後継者対策や新規開業者等を増やす取組を推進する。また、本町の伝統工芸品である大島紬の振興を図るため、大島紬技能者養成所を活用した大島紬の担い手育成を推進し、後継者育成に努める。消費者ニーズの変化に対応するため製織技術の向上、商品開発を進め、販路拡大を図る。

ク その他

ドローン技術を活用し、本町内での安定的な物資輸送や物流効率の向上、農林水産物等の販路拡大や輸送コストの低減を図る。また、大島海峡をはじめとする本町の豊かな自然環境を活用したアクティビティの創出など、新しい生活スタイルの確立及び地域内経済の活性化を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------|-------------------|-----------------------------|------|----|
| 2. 産業の振興 | (1)基盤整備 農 業 | 県宮中山間地域農業農村総合整備事業（負担金） | 県 | |
| | | 農業農村整備事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業） | 町 | |
| | | 農業用水施設整備事業 | 町 | |
| | 林 業 | 水源林造成事業 | 町 | |
| | | ヤギ被害防除対策事業 | 町 | |
| | (2)漁港施設 | 水産基盤機能保全事業（花天漁港） | 町 | |
| | | 水産基盤機能保全事業（久慈漁港） | 町 | |
| | | 水産基盤機能保全事業（芝漁港） | 町 | |
| | | 水産基盤機能保全事業（西古見漁港） | 町 | |
| | | 水産基盤機能保全事業（諸鈍漁港） | 町 | |
| | | 漁港施設整備事業（特定離島） | 町 | |
| | | 漁港施設長寿命化修繕計画 | 町 | |
| | | 漁港施設機能保全事業（負担金） | 県 | |
| | | 漁港施設機能強化事業（負担金） | 県 | |
| | | 漁港施設整備事業（負担金） | 県 | |
| | (3)経営近代化施設 農 業 | 園芸振興対策事業 | 町 | |
| | | 農業創出緊急支援事業（推進事業） | 町 | |
| | | 農業創出緊急支援事業（整備事業） 営 農用ハウス | 団体 | |
| | | 農業創出緊急支援事業（整備事業） 研 修ハウス | 町 | |
| | | 農業創出緊急支援事業（整備事業） 共同 利用機械 | 団体 | |
| 農業施設整備事業（整備事業） 農業機 械 | | 団体 | | |
| 集出荷施設整備事業 | | 町 | | |

| | | | |
|-----------------|--------------------------|----|--|
| | 畜産振興施設整備事業(農業・農村活性化事業) | 団体 | |
| | 畜産振興施設整備事業(畜産基盤事業) | 団体 | |
| | 農業用機械購入事業 | 町 | |
| | 共同利用農業施設整備事業(特定離島:機械・農政) | 町 | |
| | 共同利用農業施設整備事業(特定離島:施設・畜産) | 町 | |
| | 共同利用農業施設整備事業(特定離島:機械・畜産) | 町 | |
| | かごしまの農業未来創造支援事業(農政:機械) | 町 | |
| | 農業・農村活性化推進施設等整備事業 | 団体 | |
| | 農林水産物等輸送コスト支援事業(農産物) | 町 | |
| | 農林水産物等輸送コスト支援事業(林産物) | 町 | |
| 林業 | 特用林産物の魅力ある産地づくり推進事業 | 団体 | |
| 水産業 | 水産物流通支援事業 | 町 | |
| | 農林水産物等輸送コスト支援事業 | 町 | |
| (4)地場産業の振興加工施設 | せとうち物産館新型コロナウイルス感染症対応事業 | 町 | |
| (5)企業誘致 | 企業立地等促進助成事業 | 町 | |
| (6)起業の促進 | 起業家支援補助事業 | 町 | |
| (9)観光又はレクリエーション | 清水トイレ・シャワー施設整備事業 | 町 | |
| | 高知山観光トイレ整備事業 | 町 | |
| | スリ浜トイレ・シャワー整備事業 | 町 | |
| | 白浜トイレ・シャワー整備事業 | 町 | |
| | 嘉徳トイレ・シャワー整備事業 | 町 | |
| | ヤドリ浜園地整備事業 | 町 | |

| | | | |
|--------------------------------|---|------------------|--|
| (10)過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化 | 渡連トイレ・シャワー整備事業 デイゴ害虫駆除事業 西古見ナハンマ公園護岸整備改良事業 西古見観光拠点施設整備事業 | 町 町 町 町 | |
| | 商工会運営費補助事業 【具体的な事業内容】 ・町民の域内消費喚起の促進 ・活気ある商店街の推進 【事業の必要性】 商工業の振興及び発展を図るため、商工会へ補助金を交付することで、活性化に繋がる事業等による支援を行う。 【見込まれる事業効果等】 事業を展開することで、域内消費を高め、事業所の経営安定を図り、商店街の活性化につなげる。 | 商工会 | |
| | 大島紬技能者養成所運営委託事業 【具体的な事業内容】 ・織工の育成 ・紬組合の活動を YouTube 動画やインスタグラム等にて紹介 ・養成所の管理運営 【事業の必要性】 大島紬産業の振興及び技術や製造技術を後世に伝えるため織工の育成が必要。 【見込まれる事業効果等】 大島紬の P R 及び織工の担い手を確保できる。 | 組合 | |
| | 観光協会運営費補助事業 【具体的な事業内容】 奄美せとうち観光協会運営費を助 | 観光協会 | |

| | | | | |
|---------|--|---------|--|--|
| | <p>成し,組織の体制を整え観光案内やホームページの更新,ガイドマップを作成し,島コーディネーターと連携した観光振興を行う。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>世界自然遺産登録後の観光客の増加が見込まれることで,より一層,組織体制の充実を図る必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>組織体制の充実を図ることにより,観光客への丁寧な案内と対応ができるようになり,観光振興につながる。</p> | | | |
| その他 | <p>ドローン活用によるスマートタウン推進事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>ドローンを活用し,災害時及び平時の両面から安定的で効率的な物資配送を実現することで,住民の生活の利便性向上と地域経済の活性化を図る。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>有人3島(加計呂麻島,請島,与路島)を有する本町においては,離島間を移動する手段が船舶交通しかなく,地理的特性から生じる本町ならではの課題があるため,ドローンのような新しいデジタル技術を活用することで,町民の生命や財産を守ることはもとより,所得向上及び産業の創出に取り組む必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>デジタル人材の育成,特産品の販路拡大,新たな雇用の創出,所得の向上,生活の満足度向上を創出することで,ドローン(デジタル技術)を活用した「新しい生活スタイル」の確立につながる。</p> | 町 | | |
| (11)その他 | <p>里山林等保全管理促進事業 多面的機能支払交付金</p> | 町 団体 | | |

| | | | |
|--|---------------------------|-----|--|
| | 特定離島ふるさとおこし推進事業 | 町 | |
| | 特殊病害虫対策事業 | 町 | |
| | 人・農地問題解決推進事業 | 町 | |
| | 農業次世代人材投資事業 | 町 | |
| | 新規就農者育成総合対策事業 | 町 | |
| | 農地中間管理事業 | 県 | |
| | ポストコロナ農業生産体制改革プログラム事業 | 県 | |
| | 鳥獣被害対策実践事業（ソフト推進事業） | 団体 | |
| | 鳥獣被害対策実践事業（ハード施設整備事業） | 町 | |
| | 鳥獣被害対策実践事業（緊急捕獲） | 町 | |
| | 加計呂麻港（依地区）改修事業 | 町 | |
| | 加計呂麻港（瀬武地区）改修事業 | 町 | |
| | 港湾施設整備事業（加計呂麻港） | 町 | |
| | 港湾施設整備事業（請島港） | 町 | |
| | 港湾施設整備事業（与路港） | 町 | |
| | 港湾施設長寿命化修繕計画 | 町 | |
| | 港湾海岸長寿命化修繕計画 | 町 | |
| | 加計呂麻島ターミナル整備事業（施設整備） | 町 | |
| | 加計呂麻島ターミナル整備事業（周辺整備） | 町 | |
| | 港湾改修（統合補助）事業（負担金） | 県 | |
| | 海岸堤防等老朽化対策事業（負担金） | 県 | |
| | 港湾施設整備事業（負担金） | 県 | |
| | 離島漁業再生支援事業 | 町 | |
| | 離島漁業再生支援事業（新規就業者） | 町 | |
| | 漁船漁業燃油対策事業 | 漁協 | |
| | せとうち海の駅管理運営事業 | 町 | |
| | ドローン活用によるスマートタウン推進事業 | 町 | |
| | ドローン活用によるスマートタウン推進事業（出資金） | 三セク | |
| | 与路待合所改修事業 | 町 | |

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|--------------------------------------|------------------------|----|
| 町内全域 | 製造業, 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」の(2)その対策,(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

レクリエーション施設については建設されてから30年以上が経過している。今後施設・設備の老朽化が進んでいくと予想されるため、継続した点検等を実施する。各施設の点検及び診断等の結果に基づいて、維持管理・修繕・更新等を行うことで、トータルコストの縮減・費用の平準化を実施する。

瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が「瀬戸内町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に適合しており、維持管理及び事業実施を行っている。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町においては、防災行政無線屋外子局からの放送が、地域の形状や台風・大雨等により聞き取れない難聴地域がある。近年の自然災害は局地化、激甚化の傾向にあり、災害発生時には住民に対して、屋内で迅速かつ確実に災害情報を伝達できる体制の整備が喫緊の課題となっている。

また、情報通信技術の代表的なインフラサービスであるインターネットは、広く社会に浸透し、日常生活を送る上で必要不可欠なものとなっている。また、ウィズコロナ・ポストコロナ社会においてテレワークやワーケーションなど、新しい働き方への取組みが加速しつつある昨今、加計呂麻島においては光ブロードバンドサービスが未提供であり、早急な光ブロードバンドサービス情報基盤の整備が必要である。

(2) その対策

災害発生時における災害情報等が屋内で迅速かつ確実に情報伝達が可能となる戸別受信機の全戸配備を推進し、情報伝達体制の充実強化を図る。令和5年度末に町内全戸整備を目標とする。

また、情報格差の解消を図るため、令和3年度末までに加計呂麻島全域の光ブロードバンド情報基盤整備を目標とする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|----------------------------------|--|---------|----|
| 3. 地域における情報化 | (1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 | 防災行政無線戸別受信機整備事業 | 町 | |
| | 光ブロードバンド施設 | 光ブロードバンド情報基盤整備事業 | 電気通信事業者 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化 | 光ブロードバンド情報基盤整備事業（保守運用） 【具体的な事業内容】 光ブロードバンドサービス提供を行う電気通信事業者に対し、保守・運用に係る経費の一部を負担する。 【事業の必要性】 加計呂麻島光ブロードバンド情報通信基盤の安定的な運用。 【見込まれる事業効果等】 加計呂麻島光ブロードバンド情報通信基盤の安定的な運用をおこなうことで、安心・安全な住民サービスの維持に資する。 | 電気通信事業者 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行う。建築年度からの経過年数を考慮し、建替えや維持管理の方針を立てる。老朽化等により要修繕箇所が判明した場合は、直ちに修繕対応を行い、消防施設として必要な機能を損なわないよう取り組む。

瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が「瀬戸内町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に適合しており、維持管理及び事業実施を行っている。

5 交通施設の整備,交通手段の確保

(1) 現況と問題点

道路は,住民生活はもとより,町の産業・経済を支える最も基本的な社会基盤であるが,本町の広範囲な行政区域,厳しい地勢的特殊条件のなかでの道路交通網の整備は,本町にとって最も重要な課題である。国県道については,郡都の奄美市(港)や空港へのアクセスが年次的に改善されつつあるが,他の県道に関しては,未整備区間が残っている状況である。町道の整備状況についても依然低い水準にあり,中でも,加計呂麻島,請島,与路島については,距離的制約のため事業費が割高で,整備が進まない現状である。このような一次的な整備はもとより,老朽化の著しい橋梁の補修,現在の交通事情に即した道路の二次改良,また,路面,排水路等の補修の整備促進が望まれる。

林道整備は広範囲な行政区域をもつ本町にとって,道路交通網を形成するうえで,極めて重要な位置を占めており,現在年次的に整備を行なっている状況である。林道網整備は,林業施業はもちろんのこと,地域の生活道路として,また,国県道と連結しており,災害や緊急時の迂回路としての利用度も高く,本町にとってその存在は大変重要な位置付けとなっている。

本町全域の公共生活路線として運行されているバス路線については,廃止路線代替バスの運行を余儀なくされている現状にあるが,そのバス運営については,採算面において赤字経営となっており,利便性においても改善を図る必要がある。観光・流通に係る陸上交通網の整備及び拡充はもちろん,瀬戸内町民の大切な生活路線であることを念頭に置き,実情に即した輸送サービスに向け改善を図る必要がある。また,瀬戸内町本島と請島及び与路島を運行する定期船せとなみの利用者の多くは高齢者であるが,定期船の老朽化が著しく,バリアフリー非対応などの問題を抱えている。利用者の安全を確保する為にも新造船建設が急務である。

(2) その対策

道路整備において,集落間の生活道である幹線道路及び景勝地への観光道路の整備については,引き続き改良,舗装の事業を推進すると共に,地域の実情に即した道路整備の検討,分散している整備箇所の計画的な重点化等,本町が抱える地理的特殊条件を踏まえながら,コスト縮減や事業のスピードアップを図り,効率的な整備の推進と既存道路等の維持管理の充実に努める。また,県道の隘路区間の解消整備にむけ,事業費の拡大と用地取得を推進する。

今後の林道整備は,事業の重点化を図り,早期に整備効果が発揮できるように努める。また,赤土流出防止対策の強化及び自然環境調査を行い,希少動物へ配慮した事業計画を推進する。

本町バス路線については,引き続き廃止路線代替バス運行方式等で行い,地域住民の生活路線の維持確保を図り,地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関しては,瀬戸内町地域公共交通会議にて協議を行い,事業者とともに地域住民が安全で安心して利用できる運行に努め,県補助対象路線を維持するなどして,陸上交通網の整備・充実に努める。

せとなみに関しては,新造船建設に向け国・県等と協議を重ねていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|------------------------------|--------------------------------------|------|----|
| 4. 交通施設の整備,交通手段の確保 | (1)市町村道路 | 阿木名伊須蘇刈線 改良 (交付金) | 町 | |
| | | 薩川実久線 改良 (交付金) | 町 | |
| | | 秋徳佐知克線 改良 (交付金) | 町 | |
| | | 古仁屋市街地線 (山手通線) | 町 | |
| | | 網野子節子線 改良 (交付金) | 町 | |
| | | 俵嘉入線 法面工・斜面安定工 (防災・安全交付金) | 町 | |
| | | 嘉入阿多地線 法面工・斜面安定工 (防災・安全交付金) | 町 | |
| | | 諸鈍徳浜線 法面工・斜面安定工 (防災・安全交付金) | 町 | |
| | | 於斉花富線 法面工・斜面安定工 (防災・安全交付金) | 町 | |
| | | 網野子節子線 法面工・斜面安定工 (防災・安全交付金) | 町 | |
| | | 古仁屋市街地線 (通学路) 舗装・歩道 整備 (防災・安全交付金) | 町 | |
| | | 道路ストック総点検 (防災・安全 交付金) | 町 | |
| | | 与路西黒間原線 舗装 | 町 | |
| | | 与路武田原線 舗装 | 町 | |
| | 神の子線 改良 | 町 | | |
| 池地請阿室線 改良 | 町 | | | |
| 西阿室瀬相 改良 | 町 | | | |
| 橋りょう | 橋梁補修 (道路メンテナンス補助金) | 町 | | |
| | 道路橋詳細点検 (道路メンテナンス補助 金) | 町 | | |
| | 橋梁長寿命化修繕計画 (道路メンテナ ンス補助金) | 町 | | |
| その他 | 県単急傾斜地崩壊対策事業 | 町 | | |

| | | | | |
|--|----------|--------------------|-----|--|
| | | 急傾斜地崩壊対策事業負担金 | 県 | |
| | | 県単砂防事業負担金 | 県 | |
| | | 古仁屋市街地山手通線（船津）冠水対策 | 町 | |
| | | 特定離島ふるさとおこし推進事業（安脚 | 町 | |
| | | 場地区） | | |
| | | 海岸浸食対策事業負担金 | 県 | |
| | | 緊急浚渫推進事業（河川浚渫事業） | 町 | |
| | (2)農道 | | | |
| | 農道 | 特定離島ふるさとおこし推進事業（与路 | 町 | |
| | | 地区） | | |
| | (3)林道 | | | |
| | 林道 | 勝浦東線（舗装・農山漁村地域整備交付 | 町 | |
| | | 金） | | |
| | | 古志線（舗装・農山漁村地域整備交付 | 町 | |
| | | 金・町単） | | |
| | | 第二油井岳線（舗装・農山漁村地域整備 | 町 | |
| | | 交付金） | | |
| | | 県単林道事業 | | |
| | | 西阿室嘉入線 修繕 | 町 | |
| | | 節子線 修繕 | 町 | |
| | | 実久線 修繕 | 町 | |
| | | 勝浦東線 修繕 | 町 | |
| | 橋りょう | 橋梁長寿命化修繕計画 | 町 | |
| | | 橋梁補修 | 町 | |
| | その他 | 県営県単治山事業負担金 | | |
| | | 古仁屋 尻田原 | 県 | |
| | (7) 渡船施設 | | | |
| | 渡船 | せとなみ代替船建造事業 | 町 | |
| | その他 | 指定航路補助事業 | 事業者 | |

| | | | | |
|--|-------------------------------|--|-----|--|
| | (9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通 | 廃止路線代替バス運行費補助事業 【具体的な事業内容】 路線維持のための補助金 【事業の必要性】 瀬戸内町内の高齢者、児童、生徒等いわゆる交通弱者の足として重要な役割を果たし、日常生活に必要不可欠な路線である。 【見込まれる事業効果】 瀬戸内町内の高齢者、児童、生徒等いわゆる交通弱者の足として重要な役割を果たすことができる。 | 事業者 | |
|--|-------------------------------|--|-----|--|

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

幹線道路との接続性や安全性の向上を図るため、道路改良や路面改修を推進する。また、道路パトロールを強化し、道路状況の的確な把握に努め、事故防止への迅速な対応を図る。併せて、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な維持管理を行う。

橋りょうの損傷や劣化の状況を把握し、適切な時期に的確な方法で処置を行うため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の「対症療法型」の維持管理手法から脱却し、中長期的な目標設定型の計画的な「維持管理体制手法」への移行を図り、維持管理を戦略的に推進する。

瀬戸内町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の個別施設計画を策定したうえで、維持管理及び事業実施を行っている。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本町水道事業は、水道事業経営変更認可申請により、令和2年度から大島本島側における町営の簡易水道事業及び飲料水供給施設を上水道事業に統合し安定的な経営基盤の強化を図ったところである。加計呂麻島・請島・与路島については引き続き簡易水道事業として運営している。施設については、老朽化率が類似団体の平均値より高く老朽化が進行している状況である。また近年、地震や豪雨災害などの自然災害が頻発していることから、災害に対する施設の強靱化も必要である。

本町水道事業において、町民に安心して快適な水道サービスの持続的・安定的な提供と、計画的な施設更新を行い事業基盤の強化を図ることが課題である。

イ 生活

生活環境については、道路、公園、土地区画整理事業等の都市基盤施設・住環境の整備により、その充実が図られてきたが、今般、生活様式の多様化や地域住民のニーズに対応した整備が求められている。

町営住宅は、公営住宅620戸を管理しており、この他に振興住宅、復興住宅、定住促進住宅を管理している。地区別にみると、古仁屋中心部及び周辺部にほとんどが集中しており、構造別に見ると、中層耐火構造は古仁屋中心部にのみ立地し、それ以外では簡易耐火構造平屋建て・2階建て・木造平屋建てとなっており老朽化も進んでいる。また、住戸面積も狭小で居住水準も低い状況にある。

汚水処理人口普及率が低く、生活排水を原因とする水質汚濁により、自然環境に影響を及ぼすことが懸念される。

「かごしま生活排水処理構想2019」及び「瀬戸内町生活排水処理計画」に基づき、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備促進に努める必要がある。

また、農業集落排水処理施設については、老朽化が著しく適切な維持管理及び機能更新を行わなければならない。

ウ 消防

消防防災体制については、過疎化や少子高齢化、複雑多様化、高度化する災害、救急事案、感染症の流行、疾病構造の変化など消防防災体制への取り組み方が大きく変化している中、「安全で安心な暮らしを続けることができる」体制作りと新たな課題の検討を積極的に進めていく必要がある。そのためには、消防施設や、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車等の充実と強化を図っていかなければならない。

また、本町各地区で自主防災組織を構築し、地域の実情に応じて可搬式小型ポンプや小型ポンプ付き積載車を配備し、地域防災力の強化に努めているが、車庫やポンプ格納庫も含めて、これらも経年劣化や台風などによる塩害で老朽化が進んでいる状況である。

(2) その対策

ア 水道

水道事業の持続的・安定的、快適な水道サービスの提供については、10年、50年、100年先の本町水道事業の理想像を踏まえたうえで、「持続」「安全」「強靱」の観点から推進方策を具体的に示すために水道事業ビジョンを作成し実践に努める。施設の老朽化・強靱化対策については、水道施設台帳をシステム化し施設の的確な管理に努め、優先順位を設定し計画的な施設更新及び施設統合を実施する。

イ 生活

住宅を長寿命化させるためには、適切な維持管理が不可欠であり、長寿命化計画に基づき、町営住宅全体として適正な維持管理のため、必要な時期に遅滞なく行う修繕サイクルを定め、修繕計画を策定するとともに、長期に渡って老朽度が偏ることのないよう、住環境の整備を図っていく。

公園整備事業については、令和2年度に作成した都市公園長寿命化計画に基づき、既存公園の施設・遊具等の老朽化した施設について、更新や維持補修、維持管理を行い、公園環境の整備を図っていく。

生活排水処理施設については、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換推進や普

及・促進を図るとともに、農業集落排水処理施設の適切な運営と機能更新により長寿命化を図り快適な環境整備に努める。

ウ 消防

消防防災体制については、普段から複雑多様化、高度化する災害の発生に備えていくことが極めて重要であり、消防訓練施設や高規格救急自動車、消防ポンプ自動車等の充実強化を図る。また、防火水槽、消火栓等の消防施設を充実させるため、年次的に整備し、地域住民の生命と財産の安全確保を図る。また、離島を有する本町においては、離島及び、本島側遠隔地に対し、円滑で早急な消防、救急活動を行うため、令和元年度に配備した救急患者搬送艇の運用とその機能を充実させる。さらに、各地区に配備してある可搬式小型ポンプや小型ポンプ付き積載車を状況に応じ、年次的に整備し、地域防災力の充実強化を図り、防災知識の普及啓発や自主防災組織の育成など防災体制の確立を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------------|-----------------------|-------------------------------|----------|----|
| 5. 生活環境の整備 | (1)水道施設 上水道 | 水道事業ビジョン作成 | 町 | |
| | | 水道施設台帳整備 | 町 | |
| | | 老朽管整備事業 | 町 | |
| | | 上水道改良事業 | 町 | |
| | 簡易水道 | 水道施設台帳整備 | 町 | |
| | | 簡易水道再編推進事業(請島・諸鈍) | 町 | |
| | | 特定離島ふるさとおこし推進事業(池地・与路・請阿室・諸鈍) | 町 | |
| | | 生活基盤近代化事業(与路) | 町 | |
| | (2)下水処理施設 農村集落排水施設 | 農村集落排水施設整備事業 | 町 | |
| | (3)廃棄物処理施設 ゴミ処理施設 | 特定離島ふるさとおこし推進事業(請島) | 町 | |
| 特定離島ふるさとおこし推進事業(与路) | | 町 | | |
| (5)消防施設 | 高規格救急自動車購入(救急2) | 町 | | |
| | 水槽付消防ポンプ自動車購入 | 町 | | |

| | | | | |
|--|---------|---------------------------|---|--|
| | | 高規格救急自動車購入（救急 1） | 町 | |
| | | 屈折はしご車定期点検事業 | 町 | |
| | | 小型ポンプ付き積載車購入 | 町 | |
| | | 小型動力ポンプ一式購入 | 町 | |
| | | 消防施設整備事業 | 町 | |
| | (6)公営住宅 | 耐震診断業務委託（高丘団地中耐 4 階住宅） | 町 | |
| | | 耐震診断業務委託（瀬久井団地 C 棟） | 町 | |
| | | 耐震診断業務委託（高丘団地ろの 1・2 号棟） | 町 | |
| | | 耐震診断業務委託（古仁屋団地 A・B 棟） | 町 | |
| | | 給水設備改修工事（高丘団地ろの 1・2 号棟） | 町 | |
| | | 給水設備改修工事（高丘団地ろの 3・4 号棟） | 町 | |
| | | 浄化槽改修工事（高丘団地中耐 4 階住宅） | 町 | |
| | | 浄化槽改修工事（瀬久井原団地 F 棟） | 町 | |
| | (8)その他 | 長寿命化計画策定（公営住宅等長寿命化計画（更新）） | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道施設については、施設の耐震性能の向上を図るとともに、安全な水質で安定的なサービスを提供できるよう、計画的な補修、補強、更新を行い、施設機能を健全に維持する。また、施設機能の健全性の維持と水道経営の健全性とを両立するため、対策を講じる施設の優先順位を明確にし、優先順位に沿った計画的な維持管理を行う。

下水道施設については、公共用水域の水質保全と適切な維持管理による安定的なサービスを提供できるよう、下水道施設の長寿命化を図り、計画的な補修、補強、更新を行うとともに、処理施設の統廃合により、効率的な運営と施設機能の健全性を維持する。また、資産の状況を的確に把握し、維持管理の健全化に努める。

消防署等の施設は、建築経過年数を考慮して計画的に維持管理する方針である。消防施設（消防分団車庫）については、各施設の管理を集落に任せているため、瀬戸内町消防団詰め所を除き、コストが生じていない。

築後 30 年以上になる公営住宅が多く、現在厳しい財政状況や既存ストックの有効活用の観点から、今後計画的に住宅改修を実施することにより、安全で安心な町営住宅の供給を推進していく。

瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が「瀬戸内町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に適合しており、維持管理及び事業実施を行っている。

7 子育て環境の確保,高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

少子化が進む中,次代を担う子どもの健全育成や育児支援は本町にとっても大きな課題である。虐待・放任(ネグレクト)その他不当な扱いから子どもを守り,安心して子育てができる環境づくりの形成と社会的な支援に繋げるとともに,子育てと仕事を両立できる地域の子育て支援体制の充実が必要である。また,母子及び父子並びに寡婦福祉資金等の貸付制度の利用促進や児童扶養手当の支給,医療費の助成等を拡充し,経済的自立と生活の安定を図っていく。次代を担う誰もが,「ここに住みたい,ここで子育てをしたい,ずっと住み続けたいと思えるまちづくり」を進め,希望を大きな力とできる豊かな社会を次代につないでいけるよう,まちづくりを進めていく必要がある。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本町の高齢化率は平成27年4月の34.5%から,令和3年4月には37.4%となっている。

地区別に見ると,加計呂麻地区では48.8%から51.2%,請・与路地区は58.1%から57.3%となり,高齢化が進行している状況となっている。

一方介護認定者は平成27年4月の830人から令和3年4月は761人と減少傾向となっている。これは,介護予防事業の取り組みの効果と考えられ,より一層介護予防事業を推進していくことが重要である。

高齢者が住み慣れた地域で,尊厳ある,その人らしい生活を継続していくためには,できるだけ要介護状態にならないための介護予防対策,高齢者の身体機能の変化に応じた介護サービスや医療サービスが切れ目なく「継続的かつ包括的に提供される」仕組みが必要とされ,介護保険制度や行政の高齢者福祉サービスに対するニーズは多種・多様化している。これらの現状を踏まえ,3年を1期として策定する「瀬戸内町老人福祉計画・介護保険事業計画」において,高齢者福祉サービスの充実に努めており,加計呂麻地区においては民間事業者により小規模多機能居宅サービスや通所介護・訪問介護が展開され,施設の整備参酌率は全国平均を上回っている。

今後は,天候や波の影響を受け医療・介護職員派遣に制限を受けやすい請島・与路島でのニーズを的確に把握し,それに応じた整備を進めていく必要がある。

近年の厳しい社会経済情勢や多様化したライフスタイルなどの変化により,本町においても離婚が増加の傾向にあり,ひとり親家庭は子育てをしながら就職も困難で,経済的・社会的に極めて不安定な状況に置かれていることが多く,ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定を促進する為,相談業務の充実,就労の促進,融資制度の効率的活用を推進し,ぬくもりのある家庭生活ができるように努める必要がある。

また,少子化が急速に進展する中で子ども同士がふれあう機会の減少や親や家族などの過干渉により,自主性や社会性が育ちにくくなる,といった子ども自身の影響,また,労働力人口の減少による社会保障費用の現役世代への負担の増大等に係る社会の活力の低下など,さまざまな懸念を生んでいる。“こども”は,どのような時代にあっても,次代を担う社会の希望であり,次代を託すためにさまざまな努力をすることが社会の責務といえる。少子化の背景には,仕事と子育ての両立の難しさや,

子育てに対しての精神的・経済的な負担感の増大などがあると考えられ、こうした要因を取り除き、安心して子どもを産み育てることができる町づくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境

本町の「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に基づき、幼児期の教育・保育を提供する体制や、家庭での子育てを支援するための多様なサービスの充実を図りながら、地域子育て支援事業を計画的に推進していく。

近年、児童虐待が増加しており、法改正に伴い地域におけるより一層きめ細かな対応が必要なことから、子育て世代支援センター等において妊娠期から子育て期までの支援に努め、保健師、助産師等の訪問活動を充実させるとともに、子ども家庭総合拠点の設置に努め、主任児童委員、民生委員、集落地域との連携強化を図る。

また、出産祝金及び入学祝金支給により、子どもを産みやすい、育てやすい環境づくりに努め、更には放課後児童クラブの充実・子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成等、地域の子育てサポート及び子育て世帯への経済的な支援を継続していく。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本町の高齢者福祉施設・在宅サービス環境が概ね整備されている地区に関しては高齢者の自立支援を促すサービスの質の向上に努めていくソフト事業の推進を図る。一方、未整備地区においては、介護施設・事業所を利用する際の移動、訪問経費の助成や各島内での民生委員や在宅福祉アドバイザー等マンパワーを確保する。

高齢者が常に健康で楽しく生活できるよう配慮するため、バス・船舶の無料乗車乗船資格者証の交付、敬老の意を表すとともに長寿を祝福するための敬老祝い金の支給等を行う。また、高齢者の人口推移やニーズを的確に把握し、既存の相互扶助機能を活かした最善の高齢者福祉サービス体系の構築を図る。高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち安心して暮らせる社会づくりとともに老人福祉の増進に寄与することを目的として、老人クラブ及びシルバー人材センターへの助成を行う。

介護予防対策としては、地域包括支援センターが実施する地域支援事業により介護予防に努め、保健、福祉、医療の連携を図り、高齢者の身体状況・地理的条件等を総合的に勘案し、必要なサービス供給体制の構築を図る。

地域共生社会の実現が広く地域住民に理解されるよう、相談支援業務や支援体制の充実強化に取り組む、地域においてぬくもりに満ちた社会づくりのため関係機関との連携を強化し、地域福祉と在宅福祉を推進するためにも、社会福祉協議会と連携して取組んでいく。

地域自立支援事業として、障害者や障害児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように日常生活用具の給付や日中一時支援等を実施し、家族の相談や情報提供等必要な援助を行うことにより障害者等の支援を行う。

各種がん検診等を含む健康増進事業を実施し、健康寿命の延伸と生活の質の向上、健康格差の縮小の実現を目指す。

母子及び父子並びに寡婦福祉については、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、母子父子寡婦

福祉資金貸付制度の効率的活用や相談体制の充実等により,社会的・経済的な地域自立支援事業を促進する。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度~7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------|---------------------------|--|------|----|
| 6. 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 | <p>出産祝い金</p> <p>【具体的な事業内容】 出生した際1人あたり5万円の祝金を支給する。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯を支援することにより定住促進につながり,過疎化が抑制される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 子どもを産み育てやすい環境づくりが見込まれる。</p> | 町 | |
| | | <p>入学祝金</p> <p>【具体的な事業内容】 小学校,高校入学時に1人あたり5万円の祝金を支給する。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯を支援することにより定住促進につながり,過疎化が抑制される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 子育て世帯の福祉の向上が見込まれる。</p> | 町 | |
| | | <p>ひとり親家庭医療費助成金</p> <p>【具体的な事業内容】 医療費の自己負担分を助成する。</p> | 町 | |

| | | | | |
|--|-----------|--|---|--|
| | | <p>【事業の必要性】 子育て世帯を支援することにより定住促進につながり,過疎化が抑制される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 母子父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持が見込まれる。</p> <p>子ども医療費助成金（乳幼児）</p> <p>【具体的な事業内容】 医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯を支援することにより定住促進につながり,過疎化が抑制される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 子育て世帯の負担軽減が見込まれる。</p> <p>子ども医療費助成金（児童・生徒）</p> <p>【具体的な事業内容】 医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯を支援することにより定住促進につながり,過疎化が抑制される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 子育て世帯の負担軽減が見込まれる。</p> <p>敬老祝い金支給事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 85 歳：5 千円 ・ 90 歳～99 歳：15 千円 ・ 100 歳～：50 千円 <p>【事業の必要性】 長寿を祝福するとともに敬老の意を表する。</p> | 町 | |
| | 高齢者・障害者福祉 | | 町 | |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | <p>【見込まれる事業効果等】 地域活性化及び健康寿命の向上。</p> <p>高齢者無料乗車券・乗船券資格者証交付事業</p> <p>【具体的な事業内容】 80歳以上の高齢者に対し,町内公共交通機関における無料乗車・乗船資格者証を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 高齢者の外出機会を増やし,介護予防・健康増進を促進する。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 地域活性化及び健康寿命の向上。</p> <p>高齢者地域等自立支援事業</p> <p>【具体的な事業内容】 地域資源（組織・人材等）を活用した安否確認・見守りネットワークの構築。</p> <p>【事業の必要性】 過疎,高齢世帯が多い集落が点在している本町において,住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域の見守りネットワークを構築することが重要。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 限られた地域資源を活用しながら,住み慣れた地域で生活を継続できる生活支援体制（見守り）,地域づくりを推進する。</p> <p>老人クラブ育成事業</p> <p>【具体的な事業内容】 老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営費を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 老人クラブの活動を支援し,地域活性化</p> | 町 | |
| | | | 町 | |
| | | | 町 | |

| | | | | |
|--|-------|---|---|--|
| | 健康づくり | <p>化及び健康寿命向上を図る。 【見込まれる事業効果等】 地域活性化及び健康寿命の向上。</p> <p>妊婦・乳幼児健康診査事業 【具体的な事業内容】 妊婦一般健康診査,乳幼児一般健康診査,乳幼児むし歯予防処置(2歳6ヶ月)の実施。 【事業の必要性】 妊婦の安心安全な出産のため,また乳幼児の健康保持,増進のため健康診査を実施する。 【見込まれる事業効果等】 妊婦及び乳幼児の健康管理が図られる。</p> <p>健康増進事業 【具体的な事業内容】 各種がん検診(胃がん,子宮頸がん,肺がん,乳がん,大腸がん検診)において個別の受診勧奨・再勧奨及びクーポン券の発行(子宮頸がん,乳がん,大腸がん)を行う。 【事業の必要性】 健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目的とする。 【見込まれる事業効果等】 がん検診の受診を促進し,がんの早期発見につなげ,がんによる死亡者の減少を図る。</p> | 町 | |
| | その他 | <p>シルバー人材センター運営費 【具体的な事業内容】 シルバー人材センターの運営費を補助する。 【事業の必要性】 高齢者自身の活動的な生活能力を生</p> | 町 | |

| | | | | |
|--|--|---|-----------------------------|--|
| | | <p>み出すとともに、地域社会の活性化につながる。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 地域活性化及び健康寿命の向上。</p> <p>社会福祉協議会運営補助金</p> <p>【具体的な事業内容】 地域福祉活動や在宅福祉活動に対しての支援。</p> <p>【事業の必要性】 社会福祉関係機関との連携を図り、福祉のまちづくりの実現を目指す必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 地域の福祉の増進及び地域の福祉活動の拠点としての役割を果たすことが見込まれる。</p> <p>定期予防接種委託料（インフルエンザ含む）</p> <p>【具体的な事業内容】 定期予防接種を促進するための費用を助成。</p> <p>【事業の必要性】 公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 感染症の流行を未然に防ぐことで地域住民の健康予防が図られる。</p> <p>我が事・丸ごと支え愛事業</p> <p>【具体的な事業内容】 福祉、保健医療、雇用、住まい、農林水産、商工観光、教育などの分野が横断的に連携し、多機関・多職種が協働して地域課題の解決を図る体制づくり。</p> <p>【事業の必要性】 住民ニーズが複雑化・多様化してい</p> | <p>社協</p> <p>町</p> <p>町</p> | |
|--|--|---|-----------------------------|--|

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>く中で、一分野、一つの機関での対応では問題解決が困難となっており、制度のはざまにある問題を抱えている住民ニーズに対応できない現状がある。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>各分野が横断的に連携し、多機関・多職種が協働して地域課題の解決を図る体制づくりを推進し、「一人ひとりの“暮らし”に寄り添う支援」、「一人ひとりの“住まい”の安心を確保する支援」「一人ひとりに応じた多様な“働く”を支援」する包括的支援体制による地域共生社会の実現をめざす。</p> | | |
|--|--|---|--|--|

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の児童福祉施設はいずれも建設から40年以上が経過しているため、点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていく。また、点検・診断により危険性が高いと認められた場合は、安全の確保を行い、老朽化が進む前に予防保全を実施し、現存ストックの延命措置を進める。

瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が「瀬戸内町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に適合しており、維持管理及び事業実施を行っている。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町は、大島本島南部と大島海峡を隔て加計呂麻島・請島・与路島の3離島を有する広範な行政区域の中で地形的な特殊性から、長年にわたり医療環境に恵まれない40の集落を6ブロックに分け、へき地診療所を拠点に巡回診療を実施している。しかし、提供出来る医療資源が限られており、地域住民が満足する医療の提供が難しい状況にある。特に請島・与路島は外海に位置し荒天時の急患対応が困難なことから、平成12年度から両島の診療所へ看護師を常駐させ、へき地診療所医師と連携を図り診察や救急患者への対応及び在宅看護、介護等の指導により島民の医療不安解消に努めている。

今後も、恒久的な少子高齢化の中で、高度化・多種多様化する医療需要に対応するため、地域の医療機関相互の機能の分担・連携を推進することで質の高い医療を効率的に提供し、医療供給体制・保健予防体制の確立及び離島における救急医療体制の拡充が必要である。

また、本町において生活習慣病が基となる糖尿病、心疾患、脳血管疾患の割合が高く、特に男性において65歳未満死亡（早世）割合も全国の2倍ほど高い状況であり、特定健診や各種ガン検診の受診率を伸ばすためにも、「自分の健康は自分で守る」との意識を啓発し、きめ細やかな保健指導を実施する事が課題

である。

(2) その対策

へき地医療拠点病院である県立大島病院との緊密な連携により重症患者への迅速適正な対応に努め、町内民間医療機関との協力体制の強化を図りながら地域医療を促進し、医療供給体制の確立を図る。

へき地診療所の経営健全化については、経営改善計画及び長寿命化計画に基づき今後の運営方針を定め、改修及び最新の施設への更新による機能向上を図る。また、池地診療所及び与路診療所は、これまで通りの診療所として活用するとともに外壁落下対策など安心・安全な施設運営が望まれることから、大規模改修工事を実施する計画である。

住民の安全と安心な医療・防災体制を提供するために、与路島での急患が発生した場合における患者搬送について、車両の整備を図る。

また、医師等の確保に向け関係機関との連携を図るとともに、巡回診療事業の見直しを図りながら今後の改善に努める。

特定診療等の医療確保については、鹿児島県や鹿児島大学医学部との連携を密にし、更なる医療体制の充実に努める。

地域間の医療・介護の格差の是正に向けて、遠隔診療などの ICT を活用した診療体制を充実させ、地域住民間の連携を図る。

生活習慣病などの予防を進める上で重要とされるメタボリックシンドロームの早期発見・早期治療に資する特定健康診査・特定保健指導の推進、またガン検診など各種健診の受診の推進や、バランスのとれた食生活や適度な運動・休養といった生活習慣を町民一人ひとりが身につけられるよう、健康相談、健康教育、栄養指導などの各種保健事業の充実に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------|--------------------------------------|-------------|----|
| 7. 医療の確保 | (1)診療施設 診療所 | へき地診療所改修事業 池地診療所改修事業 与路診療所改修事業 | 町 町 町 | |
| | 患者輸送車 | 患者輸送車購入事業 | 町 | |
| | その他 | 医療機器購入事業 島内連絡車両整備事業（与路島） | 町 町 | |

| | | | | |
|--|---------------------------|--|---|--|
| | (3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院 | 派遣医師負担金 【具体的な事業内容】 へき地診療所へ派遣される医師の給与を負担。 【事業の必要性】 医師不足の中で,安定した医師の確保が見込まれる。 【見込まれる事業効果等】 レベルの高い総合内科の提供が見込まれる。 | 町 | |
|--|---------------------------|--|---|--|

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の診療所はいずれも建設から30年以上が経過しているため,点検・診断により修繕等が必要となった場合は,適正に対処し維持管理を行っていく。また,点検・診断により危険性が高いと認められた場合は,安全の確保を行い,老朽化が進む前に予防保全を実施し,現存ストックの延命措置を進める。

瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が「瀬戸内町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に適合しており,維持管理及び事業実施を行っている。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町には,幼稚園が2園(公立2),小学校13校(うち休校1校),中学校10校(うち休校2校)と県立高等学校が1校ある。小・中学校においては,小規模校が多く,児童生徒数の減少に伴う複式学級による学校経営,学校の存続が課題となっているほか,学校施設の老朽化が進行し,限られた財源の中で維持補修や改修等にかかる費用増大も課題となっている。

県立古仁屋高等学校については,地元からの進学率が50%を下回るなど低迷する中で,存続の危機を迎えており,入学生徒の確保や魅力ある学校づくりが求められている。

イ 社会体育

明るく豊かな生活を送るため,個人・職場・団体等における生涯スポーツや,健康や体力の向上といった健康づくりのためのスポーツとして,町民一人ひとりが生涯スポーツに親しむ気運が高まってきている。本町では,明るく健康的なまちづくりを推進するため,「町民ひとり1スポーツ」を掲げ,その普及活動に努めているところである。

また,本町の清水公園は,陸上競技場,総合体育館,テニスコート,遊具施設等で構成されており,町民の日常生活に根付いた地域密着型の施設として機能している。しかしながら,建設から30年以上が

経過したことで老朽化が著しく、町民や競技団体から施設の充実に対する要望が多く寄せられており、快適で安全・安心してスポーツを親しむ環境整備を行っている。

ウ 図書館・郷土館

今日、科学技術の著しい発展や雇用情勢の急激な変化、就業形態の多様化が進み、社会が大きく変化している。特にインターネットに代表される情報通信技術の進展は著しく、人々の学習ニーズも多様化、高度化してきており、こうした状況への対応が求められている。

また、図書館は町民の読書活動を推進していく上で重要な役割を果たすもので、図書館に豊富で多様な図書資料を整備するのみならず、知りたい資料や情報を、図書・雑誌・新聞・電子情報などから探すための案内をするレファレンスサービスも必要である。

郷土館は、先人から受け継いできた郷土の貴重な資料を収集・保存、次世代へ継承し、郷土の歴史を正しく理解する上で重要な役割を果たしている。

平成6年の開館以来29年間にわたり、生涯学習時代における町民の学習意識の向上、また、やすらぎの場として多くの人々に親しまれ利用されているが、近年は施設全体の老朽化が進んでおり、計画的な維持・修繕が課題となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

学校経営の安定化に向けて、教職員や教育支援員等の確保に努めるとともに、留学制度の実施や学校存続委員会との連携による児童生徒の確保、集合学習や大規模校との交流学习等の実施により小規模校のデメリット緩和に努めている。

施設の整備については令和2年度に「瀬戸内町学校施設等長寿命化計画」を策定し、校舎や屋内運動場、教職員住宅を含む全96施設について健全性、劣化状況を評価し、改修等の優先順位付けを行い、町の施策を加味した上で整備計画を策定し、今後年次的に整備を進めていく。本年度は、池地小中学校体育館の改築・阿木名小中学校の教員住宅建設を実施する。学校給食センターについては、新施設によるドライシステム運営を実施している。

古仁屋高校の存続については、「古仁屋高校活性化協議会」を立ち上げ、みらい留学制度等のこれまでの各種就学支援策を継続して実施するとともに、まち全体の課題として、官民連携による新たな振興策を模索していく。

イ 社会体育

町民が気軽にスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツに関する各種情報の提供や各種スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ（せとうち満天クラブ）等の育成等を行う。

また、清水公園各施設の整備については、令和2年度に策定した「瀬戸内町公園施設長寿命化計画」に基づき年次的に老朽箇所の改修・更新等を行い、利用者のニーズに対応したスポーツ施設の充実化を図り、利用向上の促進や健康増進等に繋げていく。

ウ 図書館・郷土館

図書館は、利用者のニーズに対応し、情報の収集や町民の学習のため、いつでも気軽に利用できる生涯学習の場や情報発信源となるよう、サービスの向上に努めるとともに、興味の持てるようバランスのとれた蔵書を計画的に整備し、利用者層の拡大を進め、寄贈図書の受け入れやインターネットを活用した、図書の照会や情報提供を積極的に推進する。

また、郷土館は、専門知識を持った学芸員による、児童生徒の郷土学習の場として、さらには、大学や研究機関との連携を図るなど、郷土資料の充実を図る。

郷土研究を支援することは、「地域づくり・ひとづくり」を推進することにもつながることから、郷土に関係する特徴のある資料の収集・充実を図り、郷土研究施設としての役割も担っていく。

利用者への利便性向上はもとより、ランニングコストの削減、また、脱炭素化にも貢献するため、施設照明のLED化を進めていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------|--------------------------------|------|----|
| 8. 教育の振興 | (1)学校教育関連施設 屋内運動場 | 池地小中学校屋内運動場整備事業 (体育館の改築) | 町 | |
| | | 西阿室小中学校屋内運動場整備事業 (体育館の改築) | 町 | |
| | | 古仁屋小学校屋内運動場整備事業 (体育館の改築) | 町 | |
| | 水泳プール | 古仁屋小学校プールろ過機改修(ろ過機取り替え) | 町 | |
| | 教職員住宅 | 阿木名小中学校教職員住宅整備事業 (教職員住宅の改築) | 町 | |
| | | 諸鈍小中学校教職員住宅整備事業 (教職員住宅の改築) | 町 | |
| | 給食施設 | 給食センター建替事業(共同調理場の新築) | 町 | |
| | (3)集会施設,体育施設等 | | | |
| 集会施設 | 集会施設建設工事(清水・伊須・阿木名) | 町 | | |
| 体育施設 | 清水公園改修箇所設計委託 | 町 | | |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | <p>図書館</p> <p>(4)過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>義務教育</p> | <p>清水体育館大規模改修工事</p> <p>清水公園遊具施設等改修工事</p> <p>清水公園スポーツ広場等改修工事</p> <p>清水公園庭球場スタンド等改修工事</p> <p>清水公園陸上競技場等大規模改修工事</p> <p>照明器具のLED化</p> <p>昇降機改修工事</p> <p>特定離島ふるさとおこし推進事業 (移動図書館車整備)</p> <p>教育用タブレットリース料(タブレットリース)</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>児童生徒一人一人の課題や習熟の程度に応じ,学習ドリル等を活用し反復学習を行い,各自の能力や特性に応じた「個別学習」を行う。また,タブレットを活用し,自分の課題解決に向け自ら主体的に調べたり考えをまとめたり,友達との交流を通して,「協働学習」を展開する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>ICTを活用した学習活動の充実を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>児童生徒の意欲を引き出し,児童生徒が主体となって学びを深め,児童生徒の学力向上が図られる。また,ICTを活用し,わかる授業を目指して教師自身が授業改善に取り組むため,教師の指導力向上が図られる。</p> | <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> | |
|--|--|---|--|--|

| | | | | |
|--|-------------|---|----------|--|
| | <p>高等学校</p> | <p>留学生徒扶助費</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>本町の最高学府である古仁屋高校の存続及び活性化に伴い、全国から生徒（地域みらい留学生）募集を行い、特色ある高校づくりを目指すことを目的とする。また、本町の学校教育の振興と充実に期するため、自然豊かな南国の島で地域の人々との触れ合いを通して、子ども達の豊かな人間性を育み、学校及び地域の活性化を図る。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>人口減少に伴い、高校存続が危ぶまれる中、留学生の受け入れは学校や地域にとって大きな要因となっている。また、都道府県の枠を超え、多様な人々と協働して学ぶ人材を育むことで、主体的に自分の進路を決定できる。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>都会にはない自然、静かな環境、地域ならではの食や文化、豊かな人間関係の中で感性が磨かれ、人間力が高まるとともに充実した3年間を送ることによって、第二の故郷として、将来、本町に貢献できる人材育成が見込まれる。</p> | <p>町</p> | |
| | <p>その他</p> | <p>学校給食費負担軽減事業(賄材料費の軽減事業)</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>保護者の経済的負担の軽減。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>安定的に給食の提供を行い、子どもたちの健全な成長を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>児童・生徒の安定的人数の確保</p> | <p>町</p> | |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | <p>が図られる。</p> <p>各種大会出場費補助</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>大島地区大会出場選手の強化費及び大会出場派遣費の助成。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>広く町民にスポーツを普及して、健康増進と体力の向上を図り併せて地域スポーツの振興に寄与するとともに、本地区の競技力向上を図るものである。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>町民の身近な所で、スポーツを通じて健康づくりの場の提供が不可欠であり、そのスポーツ活動の場を提供する体育協会の必要性は高い。各種大会派遣費を補助することにあたり、スポーツ活動の振興に大きな役割を果たしている。</p> <p>学習支援事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>児童生徒1人1台タブレット端末が配布され、学力向上を図るために、授業時間や家庭学習において、個別学習ができる学習支援ソフト(ドリルパーク)を整備する。また、校務用パソコンのセキュリティ強化のため、ウイルス対策ソフトの整備をする。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>子どもたち一人一人は多様な可能性を持った存在であり、それぞれの能力に合わせた指導が重要である、学習支援ソフト(AIドリル)を使用し個人の能力に合わせ</p> | 町 | |
| | | | 町 | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>た問題を提供することにより一人一人の学習意欲が高まることにより全体のレベルアップが図られる。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>学習ソフトを整備することで、個々の状況に応じて類似問題や反復問題に取り組むことで、理解度を確認しながら基礎学力の定着が図られる。</p> <p>また、学習ソフトの活用により、双方向による協働的な学びを提供することで、効率的な授業の実施が可能となるほか、子どもたちの思考力や表現力、創造力の向上につながることを期待できる。</p> | | |
|--|--|--|--|--|

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設に関し、計画的に施設の点検・診断を行い、学校施設の状況を把握していく。修繕が必要な箇所については随時修繕を行っていますが、昭和30年代に建設された学校も多く、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれている。今後も引き続き学校施設としての利用が見込まれるため、適切な維持管理に努めていく。

集会関連施設は、地域の交流の振興や生涯学習の場として今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行う。昭和50年代に建設されたものが多くあるため、建替等の更新費用が近いうち発生する可能性がある。その費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していく。

体育施設は建設されてから20年以上が経過しています。今後施設・設備の老朽化が進んでいくと予想されるため、継続した点検等を実施する。

瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が「瀬戸内町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に適合しており、維持管理及び事業実施を行っている。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の各集落において、集落内道路・排水路等を年次的に整備してきたところであるが、56の集落を抱える本町にとって、広範囲なため各集落の隅々にまでその整備が行き届かず、今後も更なる整備促進が望まれる。整備手法について、加計呂麻島・請島・与路島はこれまでの補助事業で計画的な整備が見込めるが、本島側は整備のための財源の確保が難しいのが現状である。

集落の多くは周囲を山に囲まれ海に面し、陸路や海路で他の集落と結ばれているものの、集落同士に距離があり、点在立地している場合が非常に多い。従って、豊かな自然を有する反面、生活の利便性が悪い集落が多い状況にある。

また、いずれの集落も過疎化・高齢化が非常に進行しており、産業の後継者不足とともに、老朽化した空き家や遊休地が多くなっている。高齢化により自治活動の維持や、少子化による小中学校の存続問題が発生し、ひいては集落自体の存続も危ぶまれる危機的な状況にある。

(2) その対策

各集落の抱える様々な課題に対して、「地区コミュニティ職員」「集落支援員（嘱託員）」「地域おこし協力隊」等を配置し、集落との連携を図りながら課題解決へ迅速に対応することにより、共生・協働（自助・共助・公助）の精神を啓発し、地区コミュニティ再生へ向けての支援体制を整備する。

また、地域リーダーの養成や地域活動の関心を深めるためのセミナーや防災、環境等テーマごとの講習会を実施して、地域活動を中心的に担う人材の育成や視野の拡大に努めていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------|--------------------------------------|--------|----|
| 9. 集落の整備 | (1) 過疎地域集落再編整備 | 地域おこし協力隊事業 集落等支援対策強化事業 (住民参加型) | 町 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、47のコミュニティ関連施設を保有している。町内の各地区にコミュニティ関連施設を配置しており、それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしている

コミュニティ関連施設に対するニーズは今後多様化し、増加すると考えられるが、本町の厳しい財政状況を踏まえ、サービス充実のための整備を進めていく。

瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が「瀬戸内町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に適合しており、維持管理及び事業実施を行っている。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町の活性化及び振興、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として、一般社団法人によるコミュニティ FM 放送局が開設されている。当該放送局は、行政情報や地域のイベント等の配信はもとより、地域に密着した生活情報や観光情報等、災害時には町防災行政無線の補完的位置づけとして、町と連携し災害発生の予防又はその被害を軽減するために役立つ放送をおこなっており、地域住民にとって必

要不可欠なものとなっている。総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によれば、本町のおよそ5人に2人が高齢者であり、テレビ社会・ネット社会とはいえ、高齢者にとってラジオを聴くことは少なからず生活の一部であり生きがいつくり、元気の源となっている。

本町は貴重な歴史・文化的遺産を数多く有しており、特に近代遺跡（戦争遺跡）などの埋蔵文化財は数多く残されている。しかし、近年の核家族化の進展、少子高齢化が進行する中で、地域の文化財に対する意識や伝承の低下、保護・活用の体制不備など、その保護・活用は厳しい状況にある。

さらに大きく変化していく社会情勢の中で失われていく文化財も少なくない。郷土に伝わる文化財は、今後の過疎地域の活性化において大きな魅力となると考えられ、文化財の歴史的価値を明確にし、住民の保護意識の高揚に努める必要がある。そうしたことから、既存の施設だけでなく、埋蔵文化財の保存・活用を行う事の出来る施設の整備が急務となってきた。

著しく変化する社会情勢に伴い、文化財に対するニーズはますます多種多様化してきており、町民の学習要求に応えるためにも、学習メニューや講座の新設を促進する必要も高まっている。

(2) その対策

ラジオ番組制作・放送業務を通じて町民全体へ必要な情報を届け、町民の積極的なまちづくり参加を促す。

国史跡に指定された「奄美大島要塞跡」など近代遺跡について、調査及び調査成果の整理・活用を行い、貴重な文化財や歴史的遺産を次世代に保存・伝承し、ふるさとを愛する心を育てる。また、講座等の学習機会を提供するなど、町民の文化活動を支援していく。

近代遺跡については、町内外からのニーズが年々増加してきていることから、水産観光課など他部局や他市町村とも連携して、近代遺跡の保護・活用を促進していく必要がある。

埋蔵文化財の分布調査や発掘調査については、公共工事や土地開発事業の調整を適切に行いながら、円滑な開発工事の実施や埋蔵文化財の調査・保護・活用を遅滞なく進めていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|----------------------------|--|------|----|
| 10. 地域文化の振興等 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 | コミュニティ FM を活用した行政情報等の発信 【具体的な事業内容】 行政情報や地域のイベント等の発信をはじめ、地域に密着した生活情報や観光情報等、災害 | 町 | |

| | | | | |
|--|---------------------|--|---|--|
| | | <p>時には、町と連携し災害発生の予防又はその被害を軽減するために役立つ内容の発信を行う。</p> <p>【事業の必要性】 本町ではおよそ5人に2人が高齢者である (資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)。高齢者にとってラジオは少なからず生活の一部となっており、少子化のなか、当該事業はまさに高齢者の積極的なまちづくり参加を促す役割をも担っており、国の掲げる「地方の活性化」につながるものである。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 町の活性化及び振興、その他公共の福祉の増進に寄与する。</p> | | |
| | (3)その他 埋蔵文化財調査事業 | 埋蔵文化財の調査・保護・活用 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

町立図書館・郷土館については、特に危険性のある施設ではないが、書架の振動対策等により、利用者に危害が及ばないように常に点検を実施し、安全性の確保に努める。今後も必要な施設であり、耐震補強によるコストや、委託・指定管理の活用による費用削減の余地等を踏まえ、最も効果的な対応を行うよう検討する。

瀬戸内町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が「瀬戸内町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に適合しており、維持管理及び事業実施を行っている。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

各地域においては、若年者層の流出や高齢化の進行並びに脆弱な産業基盤等に加え、過疎化が進行していることから、奄美・瀬戸内にしかない新たな魅力を創出し、各種地場産業の再構築、地域づくり団体

との連帯を密にし、地域活性化を目指す必要がある。また、離島という地理的な不利性の改善に対しても対策が必要である。

本町には、貴重で特有な自然環境が残されており多種多様な生物を育む土台となっている。今後、世界自然遺産登録により、ますます注目を集め観光客や交流人口が多くなる事が予測されている。また、侵略的外来生物の生息地拡大や希少野生動植物の盗掘被害、アマミノクロウサギ等希少種のロードキルも多発している現状にあり、今ある自然環境の保護や保全、人と自然が共生する地域づくりが課題となっている。

(2) その対策

加計呂麻島が持つ美しい自然や大島海峡という観光資源を最大限に活かした加計呂麻島ハーフマラソン大会やシーカヤックマラソン IN 加計呂麻大会等の各種イベントを開催し交流人口の増加を図る。

また、地域の特性を活かした地場産業の育成、企業誘致等を促進し、産業の振興を図ることによって、就業機会を創出し若年労働層人口の定着増大を図り、重点3分野（農業・観光及び交流・情報）を軸とした奄美群島全体の基本計画である。「奄美群島成長戦略ビジョン」への取組について、奄美群島広域事務組合との連携を密にし、雇用の創出に重点を置いた産業振興に努める。

割高な航空航路運賃の是正の為に、奄美群島航空・航路対策協議会を通じて事業を実施し、島民の往来のみならず、交流人口増を図り、奄美群島全体への効果波及に努めていく。

世界自然遺産登録により増加が予想される観光客の受け入れ対策やマナー向上、レンタカー等による希少種の交通事故防止対策のための減速帯の設置や路面サイン、交通事故防止キャンペーンによるチラシの配布、希少種の盗掘、盗採防止対策のための希少野生動植物保護パトロール、監視カメラ設置等を継続的に実施し、希少種の分布調査、外来種の防除、自然観光ルートの調査を行うなど、国や県関係機関団体及び関係市町村と連携協力し、持続可能な自然環境形成に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------|-------------------|--|------|----|
| 12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) 過疎地域持続的発展特別事業 | 奄美群島広域事務組合負担金 【具体的な事業内容】 奄美群島広域事務組合への負担金。 【事業の必要性】 奄美群島全体で同じ目標に向けて事業を行うことで、各市町村間で連携がおき、事業効果を高めることができる。 | 組合 | |

| | | | | |
|--|--------|---|---|--|
| | | <p>【見込まれる事業効果等】 奄美群島広域事務組合を通して,奄美群島成長戦略ビジョンに則した事業を展開することで,瀬戸内町のみならず奄美群島全体の産業振興を目指すことができる。</p> <p>奄美群島航空・航路運賃軽減等事業</p> <p>【具体的な事業内容】 航空路・航路運賃の低減。</p> <p>【事業の必要性】 割高な移動コストの低減のために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 離島住民の移動負担の軽減及び,交流人口の拡大。</p> <p>奄美群島成長戦略ビジョン実現事業</p> <p>【具体的な事業内容】 奄美群島12市町村が10年後のビジョンを描いたもの。重点分野として「農業」・「観光／交流」・「情報」・「文化」・「定住」を位置づけたものである。</p> <p>【事業の必要性】 奄美群島全体で同じ目標に向けて事業を行うことで,地域内経済の活性化が期待される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 奄美群島の持続的発展に向け奄美群島一体となった施策の展開を行い,奄美群島の振興開発のための成長を促進する。</p> <p>シーカヤックマラソンIN加計呂麻島大会開催</p> <p>加計呂麻島ハーフマラソン大会開催</p> <p>持続可能な自然環境形成事業</p> | <p>協議会</p> <p>組合</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> | |
| | (2)その他 | | | |

| | | | | |
|--|--|----------------------------|---------|--|
| | | 『奄美藍染』復活による新商品開発及び市場開拓調査事業 | 奄美藍染研究会 | |
|--|--|----------------------------|---------|--|

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|--------------|---|------|----|
| 1. 移住・定住・地域間交流の促進,人材育成 | 移住・定住 | Uターン者資格取得費助成事業 資格取得に係る一部費用の助成 【具体的な事業内容】 資格取得費の一部を助成。 【事業の必要性】 Uターン者を支援し,地域社会の活性化を図るため。 【見込まれる事業効果等】 人材不足や人口減少の解消。 | 町 | |
| 2. 産業の振興 | 商工業・6次産業化 | 商工会運営費補助事業 【具体的な事業内容】 ・町民の域内消費喚起の促進 ・活気ある商店街の推進 【事業の必要性】 商工業の振興及び発展を図るため,商工会へ補助金を交付することで,活性化に繋がる事業等による支援を行う。 【見込まれる事業効果等】 事業を展開することで,域内消費を高め,事業所の経営安定を図り,商店街の活性化につなげる。 | 商工会 | |
| | | 大島紬技能者養成所運営委託事業 【具体的な事業内容】 ・織工の育成 ・紬組合の活動を YouTube 動画やインスタグラム等にて紹介 ・養成所の管理運営 【事業の必要性】 大島紬産業の振興及び技術や製造技術を後世に伝えるため織工の育成が必要。 | 組合 | |

| | | | | |
|--|-----|--|------|--|
| | | <p>【見込まれる事業効果等】 大島紬のPR及び織工の担い手を確保できる。</p> | | |
| | | <p>観光協会運営費補助事業</p> <p>【具体的な事業内容】 奄美せとうち観光協会運営費を助成し、組織の体制を整え観光案内やホームページの更新、ガイドマップを作成し、島コーディネーターと連携した観光振興を行う。</p> <p>【事業の必要性】 世界自然遺産登録後の観光客の増加が見込まれることで、より一層、組織体制の充実を図る必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 組織体制の充実を図ることにより、観光客への丁寧な案内と対応ができるようになり、観光振興につながる。</p> | 観光協会 | |
| | その他 | <p>ドローン活用によるスマートタウン推進事業</p> <p>【具体的な事業内容】 ドローンを活用し、災害時及び平時の両面から安定的で効率的な物資配送を実現することで、住民の生活の利便性向上と地域経済の活性化を図る。</p> <p>【事業の必要性】 有人3島（加計呂麻島、請島、与路島）を有する本町においては、離島間を移動する手段が船舶交通しかなく、地理的特性から生じる本町ならではの課題があるため、ドローンのような新しいデジタル技術を活用することで、町民の生命や財産を守ることはもとより、所得向上及び産業の創出に取り組む必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 デジタル人材の育成、特産品の販路拡</p> | 町 | |

| | | | | |
|---------------------------------|------|--|---------|--|
| | | 大、新たな雇用の創出、所得の向上、生活の満足度向上を創出することで、ドローン（デジタル技術）を活用した「新しい生活スタイル」の確立につながる。 | | |
| 3. 地域における情報化 | 情報化 | 光ブロードバンド情報基盤整備事業（保守運用） 【具体的な事業内容】 光ブロードバンドサービス提供を行う電気通信事業者に対し、保守・運用に係る経費の一部を負担する。 【事業の必要性】 加計呂麻島光ブロードバンド情報通信基盤の安定的な運用。 【見込まれる事業効果等】 加計呂麻島光ブロードバンド情報通信基盤の安定的な運用をおこなうことで、安心・安全な住民サービスの維持に資する。 | 電気通信事業者 | |
| 4. 交通施設の整備, 交通手段の確保 | 公共交通 | 廃止路線代替バス運行費補助事業 【具体的な事業内容】 路線維持のための補助金 【事業の必要性】 瀬戸内町内の高齢者、児童、生徒等いわゆる交通弱者の足として重要な役割を果たし、日常生活に必要不可欠な路線である。 【見込まれる事業効果】 瀬戸内町内の高齢者、児童、生徒等いわゆる交通弱者の足として重要な役割を果たすことができる。 | 事業者 | |
| 6. 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 児童福祉 | 出産祝い金 【具体的な事業内容】 出生した際1人あたり5万円の祝金を支給する。 【事業の必要性】 子育て世帯を支援することにより定 | 町 | |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | <p>住促進につながり,過疎化が抑制される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 子どもを産み育てやすい環境づくりが見込まれる。</p> | | |
| | | <p>入学祝金</p> <p>【具体的な事業内容】 小学校,高校入学時に1人あたり5万円の祝金を支給する。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯を支援することにより定住促進につながり,過疎化が抑制される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 子育て世帯の福祉の向上が見込まれる。</p> | 町 | |
| | | <p>ひとり親家庭医療費助成金</p> <p>【具体的な事業内容】 医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯を支援することにより定住促進につながり,過疎化が抑制される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 母子父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持が見込まれる。</p> | 町 | |
| | | <p>子ども医療費助成金(乳幼児)</p> <p>【具体的な事業内容】 医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯を支援することにより定住促進につながり,過疎化が抑制される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 子育て世帯の負担軽減が見込まれる。</p> | 町 | |

| | | | |
|---------------|---|---|--|
| 高齢者・障害者 福祉 | 子ども医療費助成金（児童・生徒） 【具体的な事業内容】 医療費の自己負担分を助成する。 【事業の必要性】 子育て世帯を支援することにより定住促進につながり,過疎化が抑制される。 【見込まれる事業効果等】 子育て世帯の負担軽減が見込まれる。 | 町 | |
| | 敬老祝い金支給事業 【具体的な事業内容】 ・85歳：5千円 ・90歳～99歳：15千円 ・100歳～：50千円 【事業の必要性】 長寿を祝福するとともに敬老の意を表す。 【見込まれる事業効果等】 地域活性化及び健康寿命の向上。 | 町 | |
| | 高齢者無料乗車券・乗船券資格者証交付事業 【具体的な事業内容】 80歳以上の高齢者に対し,町内公共交通機関における無料乗車・乗船資格者証を交付する。 【事業の必要性】 高齢者の外出機会を増やし,介護予防・健康増進を促進する。 【見込まれる事業効果等】 地域活性化及び健康寿命の向上。 | 町 | |
| | 高齢者地域等自立支援事業 【具体的な事業内容】 地域資源（組織・人材等）を活用した安否確認・見守りネットワークの構築。 【事業の必要性】 過疎,高齢世帯が多い集落が点在して | 町 | |

| | | | | |
|--|-------|--|---|--|
| | | <p>いる本町において,住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域の見守りネットワークを構築することが重要。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>限られた地域資源を活用しながら,住み慣れた地域で生活を継続できる生活支援体制(見守り),地域づくりを推進する。</p> | | |
| | | <p>老人クラブ育成事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営費を補助する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>老人クラブの活動を支援し,地域活性化及び健康寿命向上を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>地域活性化及び健康寿命の向上。</p> | 町 | |
| | | <p>妊婦・乳幼児健康診査事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>妊婦一般健康診査,乳幼児一般健康診査,乳幼児むし歯予防処置(2歳6ヶ月)の実施。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>妊婦の安心安全な出産のため,また乳幼児の健康保持,増進のため健康診査を実施する。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>妊婦及び乳幼児の健康管理が図られる。</p> | 町 | |
| | 健康づくり | <p>健康増進事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>各種がん検診(胃がん,子宮頸がん,肺がん,乳がん,大腸がん検診)において個別の受診勧奨・再勧奨及びクーポン券の発行(子宮頸がん,乳がん,大腸がん)を行う。</p> | 町 | |

| | | | | |
|--|-----|--|----|--|
| | | <p>【事業の必要性】 健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 がん検診の受診を促進し,がんの早期発見につなげ,がんによる死亡者の減少を図る。</p> | | |
| | その他 | <p>シルバー人材センター運営費</p> <p>【具体的な事業内容】 シルバー人材センターの運営費を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すとともに,地域社会の活性化につながる。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 地域活性化及び健康寿命の向上。</p> | 町 | |
| | | <p>社会福祉協議会運営補助金</p> <p>【具体的な事業内容】 地域福祉活動や在宅福祉活動に対しての支援。</p> <p>【事業の必要性】 社会福祉関係機関との連携を図り,福祉のまちづくりの実現を目指す必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 地域の福祉の増進及び地域の福祉活動の拠点としての役割を果たすことが見込まれる。</p> | 社協 | |
| | | <p>定期予防接種委託料(インフルエンザ含む)</p> <p>【具体的な事業内容】 定期予防接種を促進するための費用を助成。</p> <p>【事業の必要性】 公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。</p> | 町 | |

| | | | | |
|----------|-------|--|---|--|
| | | <p>【見込まれる事業効果等】 感染症の流行を未然に防ぐことで地域住民の健康予防が図られる。</p> | | |
| | | <p>我が事・丸ごと支え愛事業</p> <p>【具体的な事業内容】 福祉,保健医療,雇用,住まい,農林水産,商工観光,教育などの分野が横断的に連携し,多機関・多職種が協働して地域課題の解決を図る体制づくり。</p> <p>【事業の必要性】 住民ニーズが複雑化・多様化していく中で,一分野,一つの機関での対応では問題解決が困難となっており,制度のはざまにある問題を抱えている住民ニーズに対応できない現状がある。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 各分野が横断的に連携し,多機関・多職種が協働して地域課題の解決を図る体制づくりを推進し。「一人ひとりの“暮らし”に寄り添う支援」,「一人ひとりの“住まい”の安心を確保する支援」,「一人ひとりに応じた多様な“働く”を支援」する包括的支援体制による地域共生社会の実現をめざす。</p> | 町 | |
| 7. 医療の確保 | 自治体病院 | <p>派遣医師負担金</p> <p>【具体的な事業内容】 へき地診療所へ派遣される医師の給与を負担。</p> <p>【事業の必要性】 医師不足の中で,安定した医師の確保が見込まれる。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 レベルの高い総合内科の提供が見込まれる。</p> | 町 | |

| | | | | |
|----------|------|--|---|--|
| 8. 教育の振興 | 義務教育 | <p>教育用タブレットリース料（タブレットリース）</p> <p>【具体的な事業内容】 児童生徒一人一人の課題や習熟の程度に応じ、学習ドリル等を活用し反復学習を行い、各自の能力や特性に応じた「個別学習」を行う。また、タブレットを活用し、自分の課題解決に向け自ら主体的に調べたり考えをまとめたり、友達との交流を通して、「協働学習」を展開する。</p> <p>【事業の必要性】 ICTを活用した学習活動の充実を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 児童生徒の意欲を引き出し、児童生徒が主体となって学びを深め、児童生徒の学力向上が図られる。また、ICTを活用し、わかる授業を目指して教師自身が授業改善に取り組むため、教師の指導力向上が図られる。</p> | 町 | |
| | 高等学校 | <p>留学生徒扶助費</p> <p>【具体的な事業内容】 本町の最高学府である古仁屋高校の存続及び活性化に伴い、全国から生徒（地域みらい留学生）募集を行い、特色ある高校づくりを目指すことを目的とする。また、本町の学校教育の振興と充実に期するため、自然豊かな南国の島で地域の人々との触れ合いを通して、子ども達の豊かな人間性を育み、学校及び地域の活性化を図る。</p> <p>【事業の必要性】 人口減少に伴い、高校存続が危ぶまれる中、留学生の受け入れは学校や地域にとって大きな要因となっている。また、都道府県の枠を超え、多様な人々</p> | 町 | |

| | | | | |
|--|-----|--|---|--|
| | | <p>と協働して学ぶ人材を育むことで、主体的に自分の進路を決定できる。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 都会にはない自然、静かな環境、地域ならではの食や文化、豊かな人間関係の中で感性が磨かれ、人間力が高まるとともに充実した3年間を送ることによって、第二の故郷として、将来、本町に貢献できる人材育成が見込まれる。</p> | | |
| | その他 | <p>学校給食費負担軽減事業(賄材料費の軽減事業)</p> <p>【具体的な事業内容】 保護者の経済的負担の軽減。</p> <p>【事業の必要性】 安定的に給食の提供を行い,子どもたちの健全な成長を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 児童・生徒の安定的人数の確保が図られる。</p> | 町 | |
| | | <p>各種大会出場費補助</p> <p>【具体的な事業内容】 大島地区大会出場選手の強化費及び大会出場派遣費の助成。</p> <p>【事業の必要性】 広く町民にスポーツを普及して,健康増進と体力の向上を図り併せて地域スポーツの振興に寄与するとともに,本地区の競技力向上を図るものである。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 町民の身近な所で,スポーツを通じて健康づくりの場の提供が不可欠であり,そのスポーツ活動の場を提供する体育協会の必要性は高い。各種大会派遣費を補助することにあたり,スポーツ活動の振興に大きな役割を果たし</p> | 町 | |

| | | | | |
|--------------|--------|--|---|--|
| | | ている。 | | |
| | | <p>学習支援事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>児童生徒1人1台タブレット端末が配布され、学力向上を図るために、授業時間や家庭学習において、個別学習ができる学習支援ソフト(ドリルパーク)を整備する。</p> <p>また、校務用パソコンのセキュリティ強化のため、ウイルス対策ソフトの整備をする。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>子どもたち一人一人は多様な可能性を持った存在であり、それぞれの能力に合わせた指導が重要である、学習支援ソフト(AIドリル)を使用し個人の能力に合わせた問題を提供することにより一人一人の学習意欲が高まることにより全体のレベルアップが図られる。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>学習ソフトを整備することで、個々の状況に応じて類似問題や反復問題に取り組むことで、理解度を確認しながら基礎学力の定着が図られる。</p> <p>また、学習ソフトの活用により、双方向による協働的な学びを提供することで、効率的な授業の実施が可能となるほか、子どもたちの思考力や表現力、創造力の向上につながることを期待できる。</p> | 町 | |
| 10. 地域文化の振興等 | 地域文化振興 | <p>コミュニティFMを活用した行政情報等の発信</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>行政情報や地域のイベント等の発信をはじめ、地域に密着した生活情報や観光情報等、災害時には、町と連携し</p> | 町 | |

| | | | | |
|-------------------------|---------------|--|-----|--|
| | | <p>災害発生の予防又はその被害を軽減するために役立つ内容の発信を行う。</p> <p>【事業の必要性】 本町ではおよそ5人に2人が高齢者である（資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）。高齢者にとってラジオは少なからず生活の一部となっており、少子化のなか、当該事業はまさに高齢者の積極的なまちづくり参加を促す役割をも担っており、国の掲げる「地方の活性化」につながるものである。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 町の活性化及び振興、その他公共の福祉の増進に寄与する。</p> | | |
| 11. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>奄美群島広域事務組合負担金</p> <p>【具体的な事業内容】 奄美群島広域事務組合への負担金。</p> <p>【事業の必要性】 奄美群島全体で同じ目標に向けて事業を行うことで、各市町村間で連携がおき、事業効果を高めることができる。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 奄美群島広域事務組合を通して、奄美群島成長戦略ビジョンに則した事業を展開することで、瀬戸内町のみならず奄美群島全体の産業振興を目指すことができる。</p> | 組合 | |
| | | <p>奄美群島航空・航路運賃軽減等事業</p> <p>【具体的な事業内容】 航空路・航路運賃の低減。</p> <p>【事業の必要性】 割高な移動コストの低減のために必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果等】 離島住民の移動負担の軽減及び、交流</p> | 協議会 | |

| | | | | |
|--|--|---|----|--|
| | | 人口の拡大。 | | |
| | | <p>奄美群島成長戦略ビジョン実現事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>奄美群島12市町村が10年後のビジョンを描いたもの。重点分野として「農業」・「観光／交流」・「情報」・「文化」・「定住」を位置づけたものである。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>奄美群島全体で同じ目標に向けて事業を行うことで、地域内経済の活性化が期待される。</p> <p>【見込まれる事業効果等】</p> <p>奄美群島の持続的発展に向け奄美群島一体となった施策の展開を行い、奄美群島の振興開発のための成長を促進する。</p> | 組合 | |